

令和2年9月高浜市議会定例会会議録（第2号）

日 時 令和2年9月3日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

一般質問者氏名

1. 岡田公作議員 (1) 防災行政について
2. 倉田利奈議員 (1) 公共施設について
(2) 新型コロナウイルス感染症への対応について
3. 黒川美克議員 (1) 公共施設あり方計画について
4. 神谷利盛議員 (1) 高浜市市制施行50周年記念事業について
5. 今原ゆかり議員 (1) 子育て支援について
6. 内藤とし子議員 (1) 新型コロナウイルス感染拡大から市民生活を守れ
7. 杉浦康憲議員 (1) 住民監査請求と訴訟について
8. 神谷直子議員 (1) 環境問題について
9. 荒川義孝議員 (1) 第6次高浜市総合計画の進行管理と第7次高浜市総合計画の考
え方及び策定プロセスについて
(2) 高浜市生涯学習基本計画における拠点施設について
10. 柳沢英希議員 (1) 教育行政について

出席議員

1番	荒川義孝	2番	神谷直子
3番	杉浦康憲	4番	神谷利盛
5番	岡田公作	6番	柴田耕一
7番	長谷川広昌	8番	黒川美克
9番	柳沢英希	10番	杉浦辰夫
11番	北川広人	12番	鈴木勝彦
13番	今原ゆかり	14番	小嶋克文
15番	内藤とし子	16番	倉田利奈

欠席議員

な し

説明のため出席した者

市 長	吉 岡 初 浩
副 市 長	神 谷 坂 敏
教 育 長	都 築 公 人
企 画 部 長	深 谷 直 弘
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦
秘書人事グループリーダー	杉 浦 崇 臣
総 務 部 長	内 田 徹
行政グループリーダー	板 倉 宏 幸
行政グループ主幹	久 世 直 子
財務グループリーダー	竹 内 正 夫
財務グループ主幹	清 水 健
市 民 部 長	磯 村 和 志
市民窓口グループリーダー	中 川 幸 紀
経済環境グループリーダー	田 中 秀 彦
経済環境グループ主幹	東 條 光 穂
福 祉 部 長	加 藤 一 志
地域福祉グループリーダー	加 藤 直
介護障がいグループリーダー	野 口 恒 夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野 口 真 樹
健康推進グループリーダー	内 藤 克 己
健康推進グループ主幹	鈴 木 美 奈 子
こども未来部長	木 村 忠 好
こども育成グループリーダー	磯 村 順 司
文化スポーツグループリーダー	鈴 木 明 美
都 市 政 策 部 長	杉 浦 義 人
土木グループリーダー	杉 浦 睦 彦
防災防犯グループリーダー	神 谷 義 直
上下水道グループリーダー	清 水 洋 己
上下水道グループ主幹	石 川 良 彦
学校経営グループリーダー	岡 島 正 明
学校経営グループ主幹	鈴 木 剛

監査委員事務局長 山本時雄

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大岡英城

副主幹 神谷直子

主査 杉浦幸宏

議事の経過

○議長（杉浦辰夫） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に、御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦辰夫） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

○議長（杉浦辰夫） 日程第1 一般質問を行います。

議事運営上、質問については通告順に従って発言を許します。

また、本定例会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、一般質問の時間を、答弁を含めて70分から30分に短縮することが決定しておりますので、議員及び当局の皆様におかれましては、適切かつ簡潔な質問あるいは答弁をしていただきますようお願いいたします。

なお、関連質問については、通告による質問が終了してから発言を認めますので、そのように了承をお願いいたします。

初めに、5番、岡田公作議員。一つ、防災行政について。以上、1問についての質問を許します。

5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） 皆さん、おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、一つ、防災行政について。豪雨災害での防災・減災についての一般質問をさせていただきます。

近年、豪雨や台風による災害が毎年発生している状況です。2018年の西日本豪雨では、九州や

中国、四国地方で河川氾濫や土砂災害が頻発、2019年の台風19号では、東日本の広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、土砂災害や浸水が発生しました。

今年には既に、令和2年7月豪雨で、熊本県を中心に九州や中部地方など日本各地で浸水被害が発生しています。

被害の範囲が広範囲に及んでいることも、近年の豪雨災害の特徴となっております。いつどこで豪雨災害が発生してもおかしくない状況だと考えます。

そこで、各地で起きた豪雨災害による事例を、高浜市に置き換えながら一緒に確認していきたいと思えます。

中小河川では、水位計もなく監視体制が脆弱な事情もあり、越水にも気づかずに避難勧告が遅れ、被害が拡大した事例がありました。河川氾濫や浸水の監視はどのように行っているのでしょうか。また、避難情報の発信手段と行政の対応をお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） それでは、お答えをいたします。

本市に大雨や洪水などの警報が発令されますと、災害対策本部を設置し、役割分担に基づき災害対応に従事します。加えて、警報発令前の段階であっても、必要に応じて災害対策準備会議を開催するなど早めの情報収集や情報共有等を図る中で、災害に備えた事前準備にも努めているところでございます。

御質問の稗田川や高浜川をはじめとする河川の監視でございますが、河川に設置されている水位計に基づき、インターネット回線を通じて適宜、水位を確認しながら、状況により職員や消防団による現地待機も行っているところでございます。また、道路や側溝等の状況確認につきましても定期的な巡視等を行い、迅速な状況把握に努め、MCA無線機等を通して災害対策本部と情報共有を図りながら必要な対応を行っております。

続いて、避難情報の発信手段と行政の対応でございますが、本市では、国の避難勧告等に関するガイドラインに基づき、高浜市避難勧告等の判断・伝達マニュアルを策定しております。マニュアルでは、避難情報の伝達手段と方法について、停電など予期せぬトラブル防止や、情報が広く市民に伝わるようにするため、防災メール、防災ラジオ、同報無線、広報車、ケーブルテレビなど可能な限り複数の情報手段を組み合わせることで発信することとしております。

避難情報を発令する際には、このような各種情報ツールを活用し、幅広い情報伝達に努めてまいりますと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（杉浦辰夫） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） ありがとうございます。

水位監視につきましては、インターネットによる監視と現地での確認、避難情報については複数の避難情報ツールを組み合わせることで情報伝達を確認することができました。

次に、豪雨で水道施設が被災し、断水する例は近年、全国で相次いでいます。浸水想定区域内での水道施設の防水扉の設置などの対策がなされておらず、水道施設が被災した例もあります。

市内の水道施設での浸水被害想定は、どのようになっているのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 上下水道グループ

○上下水道G主幹（石川良彦） お答えさせていただきます。

市内の水道施設といたしましては、大山緑地北側に高浜配水場、小池町の刈谷市境に吉浜配水場があり、市内に水道水を供給しております。両施設とも水害ハザードマップの浸水区域となっていないため、御質問にあった防水扉の設置などの浸水対策は行ってはおりません。

しかし、台風や豪雨などで施設に被害等が発生する恐れがある場合、緊急防災（水害）対策班とは別に、水道工務担当職員による配水場での監視やパトロールを実施して対応しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） ありがとうございます。

市内の配水場は、いずれも浸水する危険性がないことを確認することができました。また、必要に応じて監視やパトロールを行っているとの答弁がありましたので、安心いたしました。

次に、排水施設が浸水し、ポンプが動かなくなり、住宅の浸水被害を食い止めることができなかった事例を新聞報道などで見かけました。

市内の排水ポンプの設置状況については、どのようになっているのでしょうか。また、排水ポンプ設備の更新状況等をお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 土木グループ

○土木G（杉浦睦彦） 最初に、市内の排水ポンプの設置状況についてお答えいたします。

二級河川稗田川に排水するポンプ施設が、右岸側に塩田排水路ポンプ、乞殿排水路ポンプ、左岸側に向山調整池排水ポンプ、中荒井排水ポンプ及び衣浦湾に排水するポンプ施設である服部排水機場の5か所が常設のポンプ施設となっております。

いずれのポンプ施設におきましても、堤防より高い位置にポンプ制御盤を配置しておりますので、施設浸水の可能性は低いと考えております。

次に、排水ポンプ設備の更新についてお答えいたします。

平成30年度には、昭和50年に整備されました服部排水機場のポンプ施設の更新を行うとともに、今年度は引き続きポンプを駆動するディーゼルエンジンの更新を予定しております。

そのほかのポンプ施設におきましても、修繕などを行いながら、必要に応じて施設の更新を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） ありがとうございます。

ポンプ施設は高い位置に設置し、修繕等を行いながら老朽化した設備は更新している事を確認できました。定期点検をしっかりと行い、不測の事態に備えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、豪雨による急激な水量増加で、雨水管とは別になっている污水管にも雨水が流入し、污水が路上などにあふれるトラブルが全国で相次いでおります。

国土交通省は、豪雨が発生した際、下水に流れる雨水の対策をまとめたガイドラインを作成したとお聞きしています。下水道污水のあふれ対策に関する方向性についてお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 上下水道グループ。

○上下水道G（清水洋己） 分流式の污水管に雨水が流入して、污水がマンホールからあふれる原因といたしましては、雨どいなどの排水設備が誤って污水管につながれていることなどが考えられます。そのような状況に対処するために、国土交通省は雨天時侵入水対策ガイドライン（案）を令和2年1月に示しております。

本市においては、污水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流という雨天時侵入水に起因する事象の報告は受けておりませんが、雨天時には汚水量の増加も見受けられるため、雨天時侵入水の対策については今後、検討すべき課題と認識しておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） ありがとうございます。

雨天時には汚水量が増加しているということから、対策について今後の課題として検討を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、内閣府の指針では、避難勧告は安全な場所への移動に必要な時間を配慮して前もって発令され、住民はすぐに避難を始める必要がある。指示は、被害発生が切迫している場合に重ねて避難を促すのが目的で、発令されない場合もある。しかしながら、違いは正しく理解されておらず、避難指示が出るまで動かず、逃げ遅れてしまう事例が後を絶たないとのこと。

平成31年3月に避難勧告に関するガイドラインが改定され、市民の皆様が避難情報や気象情報等の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを用いた防災情報を発信し、警戒レベルごとに市民が取るべき行動や市町村の対応等が明確化されました。これらの内容について、警戒レベルごとにお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 5段階の警戒レベルでございますが、警戒レベル1から順に危険度が上がりまして、警戒レベル5が最も危険なレベルとなります。

うち、本市が発令する情報は、警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）、警戒レベル5の災害発生情報となります。

防災メールによる伝達の具体例を申し上げますと、避難準備・高齢者等避難開始を発令する際には、「警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始、避難に時間のかかる高齢者、障がいのある方、乳幼児のいる方などの要配慮者は避難を開始してください。そのほかの方は避難の準備をしてください。」、次に、避難勧告または避難指示（緊急）を発令する際には、「警戒レベル4、避難勧告または避難指示（緊急）、速やかにまたは直ちに避難所へ避難してください。公的な避難所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所、上階などに避難してください。」といった内容になります。

また、警戒レベル5の災害発生情報でございますが、災害が実際に発生していることを把握した際に本市が可能な範囲で発令するもので、市民に命を守るための最善の行動を促すものでございます。「警戒レベル5、災害発生情報、既に災害が発生しています。命を守るための最善の行動をとってください。」といった内容になります。

なお、避難情報と警戒レベル、住民が取るべき行動につきましては、7月1日号広報に掲載するとともに、8月1日号広報におきましても、高浜市の防災情報に関する御案内と題しましたチラシを折り込みまして、市民の皆さまへの周知に努めているところでございます。

また、現在、国におきまして、近年、大規模な豪雨災害が相次ぐ中、避難情報をより分かりやすく整理しまして市民の皆様の逃げ遅れを防ぐために、警戒レベル4に相当します避難勧告と避難指示（緊急）を、避難指示に一本化する方針が明らかにされております。来年の通常国会に災害対策基本法の改正案を提出し、同年の出水期からの運用を目指しております。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） ありがとうございます。

市民が取るべき行動と警戒レベルを再確認することができました。空振りを恐れず、早めに情報を出すことをお願いします。

直近の令和2年7月豪雨にて、九州各地に大きな災害をもたらした豪雨の影響でお亡くなりになられた方の約9割が、65歳以上の高齢者だったとのことです。高齢者を含めた災害弱者の避難支援の難しさが、改めて浮き彫りになりました。

水害が想定される区域にある要配慮者利用施設の避難計画と、自力での避難が難しい障がい者や高齢者の個別避難計画の整備状況についてお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 最初に、要配慮者利用施設の避難確保計画についてお答えをいたします。

水防法に基づきまして、本市におきましては、平成28年5月に国が公表いたしました矢作川の洪水浸水想定区域内にあり、本市の地域防災計画で定めております24か所の要配慮者利用施設に

つきまして、避難確保計画の策定などが義務化されております。これを受けまして、対象となります施設管理者に対しまして本市独自の説明会を実施いたしまして、個別相談に応じる中で、各施設におきまして計画策定が進められてまいりました。その結果、本市におきましては、全ての対象施設で計画が策定されているという状況になっております。

続きまして、自力で避難が難しい障がい者や高齢者の避難支援につきましては、具体的な避難の手順書としまして高浜市避難行動要支援者避難支援計画を策定しておりまして、計画は全体計画と個別計画の階層別となっております。

災害時に迅速な避難支援を行うためには、町内会やまちづくり協議会をはじめとしました避難支援関係者と平時より要支援者の情報を共有する必要がありますことから、なるべく多くの要支援者の方から情報提供の同意をいただけるよう進めており、令和元年度末現在で同意書の徴取人数は997人、個別計画登録者数は136人となっております。

この避難支援関係者への同意者名簿及び個別計画の提供は、日頃の見守り活動や災害時の被害軽減にもつながりますことから、引き続き民生・児童委員ですとかケアマネジャーなど要支援者に関わる福祉関係者の皆様の協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） ありがとうございます。

要配慮者利用施設についての避難確保計画は完了し、自力で避難が難しい方の避難行動要支援者避難支援計画については第6次高浜市総合計画のアクションプランに記載し、計画的に取り組んでいる最中と認識しております。災害時に備え、要支援者を地域ぐるみで支援ができる体制づくりを引き続きお願いいたします。

高浜市内でも、治水対策として河川改修を行ってきたとお聞きしています。県事業ではありませんが、過去の河川改修と今後の河川改修計画が分かりましたらお聞かせください。また、八幡町地区での浸水被害に向けた対策についてもお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） 県事業ではございますが、稗田川の過去の河川改修と今後の河川改修計画についてお答えをさせていただきます。

稗田川につきましては、議員御存じのとおり愛知県が管理する二級河川となっております。

現在、稗田川の改修は、河川総延長約5.4キロメートルのうち、小橋上流の鮫川合流点付近までの約3キロメートルの区間が年超過確率、おおむね5年に1回発生すると予想される規模の降雨、時間雨量の50ミリ、こちらの雨量による洪水を安全に流下させることを目標として整備を行っていただいております。

本年度は、鮫川合流点付近左岸における樋管の改修を予定しており、来年度以降についても中

根橋までの約200メートルの区間を継続的に事業推進すると伺っております。

河川改修に当たりましては、治水や河川利用との調和を図りつつ、自然環境の保全・再生、親水空間の創出、良好な景観の維持・形成、水質の改善に努めることを目標に、自然環境に配慮した川づくりを推進すると伺っております。

次に、八幡町地区における対策でございますが、この地区の排水は、名古屋碧南線を横断し、中吉樋門に通じる排水路に流入しております。この中吉樋門は、衣浦港への排水口であり、潮位の影響を大きく受けるため、この地区の排水能力を向上させるには、中吉樋門と樋門に通ずる排水路の抜本的な改修が必要となり、多くの工事費を要します。そのため、どのような手法がよいかなど、現在、検討をさせていただいているところでございます。

なお、検討に当たっては、財源にも配慮させていただきながら、都市計画事業として調整等を図り、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（杉浦辰夫） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） ありがとうございます。

稗田川については、自然環境に配慮しながら豪雨による洪水を未然に防ぐための河川改修を計画に行っていることを確認することができました。八幡地区の浸水についても、引き続き取り組んでいただけていることを認識することができました。また、都市計画事業としての税の有効活用をお願いいたします。

今現在、新型コロナウイルス感染症と豪雨などの自然災害が重なる複合災害への備えが急務となっております。愛知県では、防災会議が開催され、地域防災計画を修正し、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点を含めた避難所運営などを盛り込んだ感染拡大防止ガイドラインが作成されたと聞いております。リソースの確保を含めた今後の取組についてお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦義人） コロナ禍での避難所運営、リソースの確保を含めた今後の取組でございますが、本年7月に、レスキューストックヤードによる指導のもと、避難所を担当する施設班と学校班の職員や保健師を対象に、感染症対策を踏まえた避難所設置運営訓練を実施いたしました。この訓練におきましては、避難所のレイアウトや防護服の着脱方法、避難所の受入れ手順などについて学んだところでございます。

加えて、台風などの風水害で優先的に開設する避難所のレイアウト、健康チェックリスト、指示書や案内表示などを作成するとともに、感染症の対策用の新たな物資といたしまして非接触式体温計、マスク、フェースシールド、防護服、手指消毒液、消毒スプレー、ゴム手袋、組立式ベッド、パーテーション、ペーパータオルなどを配備してまいります。

今後も、避難所における感染症対策の強化を図るため、職員訓練の実施や物資の拡充などに継続して取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本市の地域防災計画でございますが、御質問にもございました愛知県の防災計画の修正を受けまして、本年度に修正を予定しております。併せて御紹介をさせていただきます。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 防災防犯グループ。

○防災防犯G（神谷義直） 申し訳ありません、先ほどの警戒レベルに関する御質問の中で、私のほうが警戒レベル5を避難発生情報と申し上げましたが、正しくは災害発生情報となります。申し訳ございませんでした。

○議長（杉浦辰夫） 5番、岡田公作議員。

○5番（岡田公作） ありがとうございます。

コロナ禍の避難所については、不安に思う方が大勢いると思います。新聞のアンケートで、密を懸念し、7割が避難行動に影響するとの回答がありました。今後も引き続き、避難所における感染対策の強化をお願いいたします。

最後になりますが、災害を未然に防ぐ取組を引き続き継続していただき、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに御尽力いただくことをお願いし、一般質問を終了します。

ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は10時30分。

午前10時26分休憩

午前10時30分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番、倉田利奈議員。一つ、公共施設について。一つ、新型コロナウイルス感染症への対応について。以上、2問についての質問を許します。

16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） それでは、早速公共施設について御質問いたします。

公共施設の複合化がこの間、行われ、施設利用環境が変化し、市民が従来のように活動できないことでお困りの声が続々届いております。

学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放し、市民が活動に利用できる学校開放事業についてお聞きします。

高浜中学校の卓球場は、空調施設があるにもかかわらず、現在、市民は利用の際、空調施設を使用できない状況です。市民が空調施設を使えない理由を聞いたところ、施設管理者である委託先の高浜スポーツクラブの方から、エアコンは子供たちのために設置したもので、大人の利用は考えていないというような内容の答えが返ってきたとお聞きしました。

高浜市学校施設の開放事業、利用者のしおりの「はじめに」という部分には、学校に現存する

設備を利用し云々と書かれております。空調は設備に当たると思いますが、軽運動ができる公民館や美術館では空調施設が使用できるので、高浜中学校の卓球場についても利用することができない理由はないと考えます。空調設備を使用し、市民のスポーツ活動のよりよい環境設備のためにも使用の許可をお願いしたいのですがいかがでしょうか、お願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 高浜中学校の卓球場の空調設備に関する御質問でございますが、この空調設備は、昨年度の工事で設置をされたものということでございます。

使用に当たりましては、例えば空調の電気代の実費をいただくなどの使用料の算定のほうが必要であるということ、それから、学校施設については管理人として常駐しているわけではないので、利用ルールというものを考える必要があるわけですがけれども、今年度版の学校開放のしおり、手引を作成して配布を行った2月1日の段階で、まだそういったことの調整がついていないというところもありまして、利用ができないというような表記をさせていただいておりました。

ただし、現在、学校と使用に向けての調整を進めているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 次に行きます。

大山会館には、カラオケ設備がありましたが、大山会館閉館に伴い現在、カラオケ設備ももちろん利用できません。

大山会館を廃止した理由は、公共施設の複合化により大山会館の機能をたかびあへ移転したことです。たかびあのカラオケ設備は現在、一般利用ができません。たかびあのカラオケ設備について、市民からなぜ利用ができないのかという声が届いています。

たかびあのカラオケ設備は、老人憩の家のかたかびあ機能移転に伴い、いきいきクラブの会員のために設置されたと聞いていますが、たかびあは地域交流施設として多くの市民が様々な利用目的で利用できる施設として建設されたのではないのでしょうか。ですから、施設の機能ごとに利用対象者を決めていたら、施設を複合化した意味がありません。

また、吉浜公民館や高取公民館にはカラオケ設備があり、市民が利用できるようになっています。

これらの経過を踏まえれば、いきいきクラブの高齢者の皆様には、有意義にカラオケ設備を使っていたのはもちろんですが、いきいきクラブの方が使用されない時間には一般市民が利用できるようにすべきであると考えます。

カラオケ設備を使いたいという市民の声にどう応えるのでしょうか。お願いします。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 御質問のかたかびあにあるカラオケ設備でございますが、御質問いた

だきましたように、いきいきクラブの皆さんがカラオケを通じて交流を深めていただくため設置しました。

しかし、現在ですが、新型コロナウイルス感染予防のため、たかぴあでのカラオケ設備の利用は御遠慮いただいております、利用再開のめどは立っておらず、今年中の再開は難しいと考えております。

カラオケ設備は可動式で、持ち運びもできるため、今後は多くの高齢者の皆さんに利用していただけるよう、たかぴあだけの利用ではなく、ほかの老人憩の家で利用することも考えております。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の答弁ですと、いきいきクラブの方しか利用できないということですか。一般の方は、そのいきいきクラブの方が利用していないときは利用できないということでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） たかぴあにあるカラオケ設備ですが、いきいきクラブの皆さんが使っていただくために設置しておりますので、一般の方への利用までは考えておりません。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、ほかのいきいきクラブの方に使っていただくということですが、ほかのところに移動して持っていくということですか。そうすると、持っていく手段というのはどうなるのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 大きさ的にも、持ち運びが可能なサイズとなっております、かつ下に輪っかがついたコロになっておりますので、運び出すことは可能です。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈委員。

○16番（倉田利奈） 私、これ現地調査してきたんですけれども、とてもじゃないけれども、高齢者の方が1人で持ち運びというのはできないと思うんです。車に乗せて移動しなければならないと思うので、そのあたりちょっと非常に難しいと考えるんですけれども、それは高齢者の方が御自分でされるんですか。どういうふうにされるんですか。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 今おっしゃられたように、コロがついておりますので、車での移動とはなるとは思いますが、車まで運んでいただいて、車で運んでいただくという形になります。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 確かにコロはついていますが、あれを運ぶとなるとすごく大ごとな

ので、本当にできるのかなと思うんですけども、私はいきいきクラブ、あそこに設置してあるものを移動するのは非常に難しいと考えるので、一般の方の利用も考えていただきたいと思います。

次に行きます。

大山会館は、昨年12月議会において残念ながら廃止が決定されましたが、3月議会の私の一般質問において、避難所と投票所として残すことが分かりました。

その後の6月議会の黒川議員の一般質問において、副市長は、貸館業務はやりませんが、施設は残りますので、お祭り、フェスティバル、何か使う、そのときのお話は、それは個別協議をしていきますと答弁しました。その後の私の関連質問においても、木村部長が、御相談を受けたら個々に判断していく。利用料金につきましても、相談いただいた点でどのようにするか考えていきたいと思っておりますと答えになっております。

これらの答弁を聞いた市民からは、市民の財産なのに利用規定がなく、公平な形で利用できるのか。相談によって利用できるのであれば、市民が一般利用すべきだといった声が届いております。

大山会館利用に関しては、誰が利用に関して判断するのでしょうか。また、利用の判断基準はどのようになっているのか、具体的に市民に分かるように説明してください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） まず1つ、答弁の繰り返しになりますが、一般的な貸館については行わないという考えでございます。

また、御相談によってというところでございますが、こちらについては公益性などの確認をさせていただきたいというふうに考えております。観光であるとか文化であるとか、そういったところに関連する、公益性があるのかなというところを確認して、それに基づいて判断をしていきたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 公益性があるかどうかを未来部長が判断するというところでよろしかったですか。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） これにつきましては、相談を受けて、その担当の部署のところで確認させていただき、上に合議を回して判断していくということになります。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、次に行きます。

体育センターが今年いっぱい廃止され、来年から利用できなくなります。

体育センターの機能移転先が、高浜小学校のメインアリーナとサブアリーナになります。サブ

アリーナは、体育センターより小さく、メインアリーナは高浜小学校が使用しているときは一般の、市民の一般利用はできません。よって、体育センターを利用していた市民から、今までどおり活動できるのかといった不満の声が出ています。

今後は、委託先の高浜スポーツクラブが管理運営していくのですが、利用の許可について、高浜スポーツクラブが利用調整をするといった答弁がありました。

予約が重なった場合、どのような団体が優先的に利用できるのか、市民に周知しなければ、公平な利用が担保できません。どのように利用調整を行うのか、具体的に示してください。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 利用の調整方法ということでございますけれども、まず、お申込み状況を見て、なるべく機会が均等になるように調整のほうをさせていただいております。

ただ、大会ですとか大きな催しがあった場合は、そういったものが優先をさせていただいております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） その機会が均等というところが問題なんです。結局、毎週何曜日のこの時間にやっているという方々がいる、そういう団体もありますし、1か月に1回しかやらない、もしくは集まったときにやるとかいろんなパターンがあると思うんですけども、そういう場合にどこが優先されるのかというのが市民にとって分からないですよね。そういうところをきちんと明確にすべきだと思うんですけども、どうお考えでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 利用頻度については、確かに団体さんによって様々でございますが、年間を通じて、特に定例で利用されている方というのは傾向は分かりますので、そういったところを配慮しながらバランスを取って調整をさせていただいております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の答弁だと、本当に市民は分からないんですよね。ということは、今の答弁だと、ちょっと私の理解が合っているかどうか分かりませんが、定期的に利用する人が優先されるということですか。その辺ちょっとはっきりしていただきたいですけれども、いかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） その月ごとによって、大会があつたりなかったり、あとは単発で利用されたいと、様々な要素が絡んでまいりますので、そうした全体の様子を見ながら調整をさせていただいております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） どういう人が優先的に利用できるのかとか、そういうことは分からないん

ですね。例えば、本当にガラガラポンで抽せんでやりますとか、そういうふうに皆さんが納得できるような形をやはり示していくべきだと考えます。

次行きます。

勤労青少年ホーム跡地活用事業計画についてお聞きします。

前回の議会で、スポーツクラブのコロナウイルス感染クラスターにより、跡地活用事業を行っているスポーツクラブコパンへの影響及びそれに伴う水泳、学校の水泳授業の委託について状況をお聞きするため、継続監視、いわゆるモニタリング結果についてお聞きしました。モニタリング結果が出ない上、私はモニタリングについてお聞きしているにもかかわらず、休業中の会費の返還等で非常に経営が苦しいとか、何とか立て直しを図っていききたいなど、コパンの経営について心配してしまうような市の答弁が続きました。

先週、お聞きしたところ、モニタリング結果がまだできていないということでしたが、現在の状況を教えてください。また、モニタリング結果が出ていれば、財務状況だけ絞り、簡潔にお答えください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 今の御発言ですと、一企業に対しまして不安を扇動するかのよ
うな発言というふうに捉えさせていただきますが、私ども、コパンさんにモニタリングというこ
とで一番重要にしておるのは、日々のモニタリングです。

これにつきましては、利用者の方からサービスに対してどのような意見があるのかといったよ
うなところを聞いていくということが重要であると考えます。このことに関しましては、特段何
か御意見を私ども、利用者の方から聞いたことは、まずはございません。

また、水泳授業につきましては、教員の方からも評価を得ているというところをまずお話しさ
せていただきます。

また、コパンさんの営業に関してお話をさせていただきますと、休業期間を過ぎまして営業のほ
うは再開され、高浜でも運営を今、取り戻すように努めているというふうに聞いております。

また、コパン全体でお話を申し上げますと、あるスポーツ施設の事業を譲り受け、コパンが運
営となってスイミングスクールを9月1日から開始すると、事業拡大をするというお話も聞いて
おります。

こうしたことで、いろんな状況を聞きながらモニタリングをしているというところで御理解を
いただきたいというふうに思います。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今の答弁では、モニタリング結果が出ているのか、出していないのかもはっ
きり分かりませんでした。

前回の議会において、コパンの経営状況を心配するような答弁が続いたので、答弁内容につい

てコパンと協議した内容が分かるものを開示請求いたしました。本来であれば、協議をした会議録が出てこなければいけないところ、そのような記録がなく、代わりにコパンからのお願い文書と市の承諾書が開示されました。

内容は、コパンが市に対して支払わなければならない地代720万円の支払いを12月まで猶予してほしいというものです。これにより、コパンが本来、今年の4月末に地代として市に支払いをしなければならなかった720万円が現在支払われていないことが分かりました。

まず、これは何を根拠として猶予したのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） まずもって、6月定例会でこども未来部長がコパンの経営のところが苦しい、これはコロナ禍の中にあって全国の企業の大部分がそうなおる状況を捉まえてお話をしたということでありまして、決して経営不安をあおるような言動は、私どもの職員はしていないというふうに思っております。

それで、今、地代の猶予のお話がありましたが、今、コロナ禍にあって納税の猶予もやっております。全国的には、地代の猶予というようなものも進んでおりますし、当然のことながら私どもとしても健全な経営を、これ経営が厳しくて倒産するという話ではなくて、資金計画の修正を今いろいろと考えられてやっておる。それに対して市は貢献をしていくということでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、先ほどこども未来部長が、9月1日から事業の拡大もしているといっていました。事業の拡大をしているのに、何で720万円を払ってもらわないんですか。先にまずそちらを払ってもらわなければならないのでしょうか。

はっきり言って、先ほどの私の質問は、支払いを猶予するその根拠が何であったのかということです。情報開示請求をしても出てこないから、猶予は何を根拠にしたんですかということを知っているから、それについてお答えください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） コパンさんから、こちらのほうは本社のほうになりますが、こちらのほうからコロナ禍においてお支払いのほうを猶予していただきたいというお話をいただきました。このことに関しまして、私どもはどのような状況であるか、理由を述べて猶予のほうの申請をしていただきたいということでその理由のほうも述べていただいて、12月までということで猶予のほうを決定させていただいたという次第です。

さっき副市長も申しあげましたとおり、固定資産税、市税のほうの納税の猶予もしておるといふところを鑑みまして、地代のほうも猶予をさせていただいたという次第でございます。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 今、理由を述べてもらったから猶予しました。一般市民が、市民が税金や国保料の支払いとかについて、私、今回コロナで苦しいから支払いの延期や免除申請を口頭でも、市は認めないですよ。きちんとした根拠を示さないと、市は認めてくれませんか。なのに、これ支払いの根拠となるものがないということですか。

本来であれば、1月以降の財政状況について書面で出していただいて、それを審査した上で猶予を決定するんじゃないですか。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） ですので、申請、猶予の申請をしていただくに当たりまして、その理由のところでこういった今、状況であるということを示していただいております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 示したというのは、口頭なのか書面なのか、そこだけはっきりお答えください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 書面でいただいております。（訂正後述あり）

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） であれば、それをきちんと情報開示請求しているわけなので、私は別にこの720万円猶予しましたというものを請求しているわけじゃないんです。コパンとの協議内容が分るもの全てと請求しているんです。であれば全て出す、出さなければならぬじゃないですか。それは出てきていないですよ。

猶予の理由の中に、今後も利用者が減少することが予測されると書かれています。今後も利用者が減少することが予測されているのにもかかわらず、猶予することは常識的に考えるとおかしいと考えます。12月には確実に支払われるのでしょうか。その際、延滞金が発生すると考えますが、金利は何%になるのか。または12月に支払うことになった場合の延滞金の金額をお答えください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） まず、後段のお話をさせていただきますが、私どもは12月までというところでお話をさせていただいておりますので、それを待つということでございます。

私どもは、先ほど来、述べておりますように、国や県が、例えば国ですと持続化給付金とか企業が継続できるような施策を打ってまいりました。私どものほうも、市でも同じように税金、市税の猶予というところで事業が、企業の事業が継続していつても私どもの経済を賄っていただくようなこういった施策を打っているところでございます。

ですので、今後について、なかったらということではなくて、いかに企業が継続的に事業を運

営できるかということと一緒に考えていってほしいというふうに思っております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 延滞金についてお答えください。答弁漏れです。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） その件に関しましては、まだ12月までというところのお話で、それを待つということになります。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、金利が何%になるのかとか、延滞金についてはお話されていないということですね。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） お支払いいただくことを前提としておりますので、そういった話など出ておりません。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） これ市民が聞いたら怒りますよ。市民が税金とか国保料とか遅れれば、それなりにいろんなお金が発生するんです。そのあたりをきちんと協議しないといけないと思うんです。

それから、先ほど企業が持続できる施策というような発言がありましたけれども、9月1日から事業をもう拡大しています。これ市民が聞いて、これどうなんですか。720万円市に払ってもらっていないのに、9月1日から事業拡大。やはりちょっとこのあたり理解できません。

もう時間がないので、次行きます。

新型コロナウイルス感染症対策についてお聞きします。

感染症対策と経済活動の両立を目指すためにも、感染の疑いの症状のある方に対しPCR検査を速やかに行い、隔離や治療など症状に応じた対応が必要と考えます。特に今後、インフルエンザが流行する時期にもはいつてきますので、風邪なのかコロナなのかインフルエンザなのか診断確定をするためにPCR検査が特に必要になってくるのではないのでしょうか。

そうした中、高浜市は8月までコロナに感染の疑いのある症状の患者さんに対してはPCR検査を受けることができる医療機関はありませんでした。コロナの症状が出たため、帰国者・接触者センターに電話をしたが電話がなかなかつながらない。また、つながっても県の判断でPCR検査の対象とならなかったため自宅待機をすることになったが大丈夫なのかなど、不安を感じる事例が幾つもありました。

しかし、9月から県と県医師会との契約により、医療機関の判断で検体の採取ができ、保健所を通すことなく検体を検査機関へ出すことができ、一歩前進したように感じます。

豊川市では、市が保健所と市内の医療機関が協力して、唾液によるPCR検査を行うための採

取場所を増やすよう調整しているという報道が8月18日にありました。そして、保健所を独自に持たない富士宮市では、自治体でPCR検査場を5月中に設置するという報道もありました。また、県から保健師の派遣要請が各自治体に来ているようですし、自治体によっては自治体自ら保健師の派遣を県に行っているところもありました。自治体病院を持っているところは、時間外などに発熱患者の対応をしたり、感染者に対応するベッドを確保するなど対応を取ってきたことが分かりました。

西尾市では、この9月の補正予算で、市民病院に全自動でPCR検査を行うことができる機械の購入について補正予算が上程されております。

高浜市が多額の補助金を出している高浜豊田病院では、コロナウイルスに感染の疑いのある患者には、帰国者・接触者センターへ連絡してくださいというだけの対応であったと聞いております。コロナウイルス感染症の疑いのある症状の患者に対しては何も対応されなかったようですが、この間のコロナウイルス感染症に関する高浜豊田病院としての対応が何かあれば教えてください。

また、感染症の対応については、法律上、県の管轄になっているので、市としてできることは、市として対応できることは限られています。医療の分野で、例えば豊田医師会との連携や高浜豊田病院への要請など市として行ってきたこと、また行う予定のあることを教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） まず、高浜豊田病院でのPCR検査の件でございますが、厚生労働省より新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施する医療機関の要件が示されております。その要件は、疑いのある患者と新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう動線を分けること、そして必要な検査体制が確保されていることなどでございますが、高浜豊田病院に確認したところ、現状では要件を満たすことは難しいとの見解でした。

議員から御要望いただきましたので、このことはお伝えさせていただきたいと考えております。

また、それから、医師会との調整というお話がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、市が実施主体となります予防接種、あるいは健康診断の実施の可否について医師会と協議を行ってまいりました。それ以外の新型コロナウイルス感染症に関する事項については、県が主体となって実施していることから、市として医師会と協議をすることは特にございませんでした。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 答弁漏れだと思うんですけども、今後、予定のあることはなかったということではよろしかったでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 特にPCR検査のことを御質問いただいていたと思うんですが、

国のほうは新型コロナウイルス検査につきましては、地域の医療機関で簡易迅速に行える抗原キットによる検査を1日平均20万件できるよう大幅に拡充することとしております。また、感染症が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に一斉定期的な検査の実施を都道府県に対して要請することとされております。

ですから、検査につきましては県において調整されると考えておりますので、市としてはPCR検査を実施することは考えておりません。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 市としては考えていないということなんですけれども、国からいろいろ要請もあるようなんですけれども、例えば西尾市民病院のPCR検査機は1回で8検体、1回2時間あればこれ検体の結果が出るんです、病院の中で、今後これが、上程されたものが可決されれば。そうすると、やはり地域ごとにこれは本当に格差が出てきてしまうんです。

そういう意味でも、やはり高浜市として、やはり高浜豊田病院に対して補助もしているわけですので、何かできることをしっかり考えていただきたいと思っております。

では、最後の質問に行きます。

刈谷市は、刈谷豊田総合病院を運営する豊田会からの要望により、2億円の補助金を追加するという補正予算の議案を上程しておりますが、高浜豊田病院はコロナ患者への対応をしていないので、補助金の追加については考えていないということではなかったでしょうか。また、そうした要望もなかったということではなかったでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 倉田議員、あと……。

先に福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 今回の9月補正においても、そういった予算は計上しておりませんので、計上していないということで御承知おきいただきたいと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 倉田議員、あと1分です。

○16番（倉田利奈） そうした要望もなかったという理解ではなかったでしょうか。

9月補正では出ていませんけれども、今後もどうされるのかお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 今回については、例えば県は、こうした抗原検査のほうですけれども、医師会を通して手を挙げていただく市内の医療機関、これは刈谷医師会が行っていますが、そういったこともされて見えます。そういったことも含めて、コロナに関する検査を実施していただけるような医療機関については、今後、それは高浜豊田病院も含めて補助をしていく、そういった必要が出てくるのかなと、現在ではこのように思っております。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） では、コロナに対応してきた病院に対して、何か補助をするということを考えているということですかね。

市内の医療機関は、8月でも個人病院の方、きちんと熱があるところも診療していますので、そのあたりも踏まえてお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 先ほど申し上げましたように、今後、考えていく必要があるということをおもっています。

○議長（杉浦辰夫） 16番、倉田利奈議員。

○16番（倉田利奈） 以上で終わります。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は11時10分。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、黒川美克議員。一つ、公共施設あり方計画について。以上、1問についての質問を許します。

8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） それでは、議長のお許しをいただきましたので、公共施設あり方計画について質問をいたします。

勤労青少年ホーム跡地活用事業については、数多くの市民の方々より疑問の声が寄せられていますので、過去の定例会の一般質問でも何回か質問いたしました。裁判で係争中だとか、住民監査請求が出されているなどの理由で明確な答弁がいただけませんでしたので、今回は明確な答弁をお願いいたします。

最初に、勤労青少年ホーム跡地発生土運搬処理について質問する予定でしたが、今定例会の一般質問に限り、コロナ禍の影響で質問時間が30分ということで決定されましたので、質問時間の都合で最初に情報公開について質問をいたします。

最初に、情報公開についてお伺いいたします。

令和元年5月8日に、私が情報公開を1件、6月10日に2件、6月27日に5件、6月28日に15件、7月16日に2件、7月24日に2件、8月1日1件の合計28件の審査請求を文化スポーツグループに申請しておりますが、1年以上経過していても、いまだに何の連絡もありません。最近、25日でしたか、そのときに青少年ホームのやつが3件ぐらい来ましたが、なぜこのような状態になっているのか、最初に説明をしてください。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 審査請求をしたのにいまだに何の連絡もないということの御質問でございますが、この公文書公開請求の決定処分に不服があるとして、審査請求書のほうが46件提出をいただいております。そのうち、情報公開審査会へ諮問を行ったものが17件、今年の7月の時点でのこり29件がまだ諮問を行わないままということになっておりました。受理してからは1年が経過しているということは、決して好ましいことではございませんので、現在、諮問の事務を進めているところでございます。

この審査請求に対する諮問が遅れている状況について申し上げさせていただきますと、文化スポーツグループにおける公文書公開請求件数の令和元年度の実績ですが、5名の方から155件の請求がございまして、そのうち1名の方から122件の請求をいただいているというような状況でございます。この公文書公開請求件数の多さもさることながら、1件当たりの対象の文書数ですとか1つの文書当たりの枚数ということも膨大にございました。それから、この公開決定に当たっては2週間以内という期限もありまして、決定に当たっての判断、あるいはコピー等の事務作業に非常に時間を取られてしまったというような状況がございます。担当ですとか私、グループリーダーが判断するというだけではなくて、事務作業については、時にはグループ員全員で手分けをして対応に当たるというような状況でございます。

こういった公文書公開請求の対応と並行して、審査請求書を受理しているんですが、内容については目を通しておりますが、諮問に当たっては諮問書や弁明書等の書類の作成準備等が必要でありますので、かなりの労力を費やさなければならないという状況でございます。

こういった中で、文化スポーツグループの本来業務も含めて、限られたマンパワーではなかなか対応が追いつかず、期限がある業務を優先したということで諮問の事務が滞ってしまったということでございます。

ただ、現在、少しずつではあります但し諮問の事務を進めているところでございまして、今年の8月に残りの29件中の4件について情報公開審査会へ諮問書を提出いたしましたので、現在の残りの件数というのは25件というような状況でございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） るる説明をしていただきましたけれども、これは結論から行きますと、審査会にかけたやつというのは、不満や不服があって審査会に出てくるわけですので、ずっと今まで決算書や何かで状況が出ておりますけれども、実際に私が出したのが、幾つか出してありますけれども、全部が正直に全部出していただければ、不服審査なんか申し立てしません。それが、やっぱり担当によってかなり隔たりがあるわけです。ですから、その辺のところも十分これから検討していただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。

審査請求が出された際に、審査会がどのように審議を進めていくかについて定めた手引書は、

高浜市は定めておりますかどうかお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G主幹（久世直子） 高浜市におきましては、高浜市情報公開審査会運営規則を平成30年10月15日に公布、施行しておりまして、以後はこの規則にのっとり審議を進めております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 規則で定めておると。その規則や何かに対して、きちっと検証だとか何か、いわゆる検証だとか何かはきちっとしておるわけでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G主幹（久世直子） この規則は、既に公布されてこのとおり審査を進めているものでございます。

情報公開審査会運営規則におきましては、弁明書が実施機関から提出された場合の取扱い、反論書等の提出、提出された場合の取扱いですとか口頭意見陳述の実施ですとか、そういったいろいろ審理の進行のため必要な事項について定めておりまして、現在そのとおり進めており、毎回特に不都合はないということを感じております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 次に移ります。

情報公開について、平成28年4月1日以降、取消訴訟が3件行われていると聞いております。

そこで、質問させていただきます。

この3件の訴訟の結果はどのようになったのかお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（板倉宏幸） 情報公開についての訴訟3件につきましては、訴訟の経過及び結果といたしまして、全員協議会で御報告しておりますとおりでございますが、改めて御説明させていただきます。

情報公開決定の取消訴訟といたしましては、平成28年に審査請求についての手続を争うものが1件、平成30年に金入り設計書の公開を争うものが1件、令和2年に非公開部分についての理由の提示を争うものが1件、訴えが提起されております。

訴訟の結果といたしましては、平成28年の取消訴訟につきましては原告の請求が認容され、平成30年の取消訴訟につきましては訴えの取り下げとなり、令和2年のものにつきましては現在、継続中でございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 現在、今、答弁がありましたように1件係争中というのがありましたけれども、現在、行われている訴訟は、被告である高浜市が口頭弁論の数日前に不開示とした部分の大部分を開示する通知書を原告に何の説明もなく送りつけて、裁判では訴訟の却下を求めるとい

ったことを私も傍聴して聞いております。

実際に、出した文書を、後から訴訟を起こされたから黒塗りを消して部分公開をしてくる、そういうことや何かというのは、もしもそれができるんだったら最初からすればよかったやつを、なぜそういったことになったのかお答えください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 訴訟になりました情報公開の決定につきましては、訴訟を起こされると公開するといったことではなく、訴訟を起こされたところを契機として、訴訟を起こされた時点における事情の下に公開できるものがないかについて再考し、判断を直したというものでございます。

情報公開決定は、決定時点における状況の下で判断を行うものですから、判断を行う状況や時点によっては決定の内容が異なってくる可能性があり、情報公開決定を見直すことによって無用の紛争や紛争を長引かせるといったことを防ぐというものでございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 確かに、言われるとおりです。そのとおりこれからもきちっとやってください。それをよくお願いしておきます。

とにかく、担当グループによって出すものが違っているというのは、僕は納得できません。ですから、僕、5つのところを出しています。だけれども、一番多いのは文化スポーツが一番多いんです。その辺のところを十分配慮をしていただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 今のところ、少し誤解があるといけないので、ちょっと私のほうで答弁させていただきますが、やはり情報というのは、時間の経過によって変わるものがあります。審議の過程のものというのは不開示情報に当たる。それが、今回の件は大山会館の件だと思いますが、地域のところである程度の意思決定がされて、オープンになることができた、そういう時期が来たということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今、副市長の答弁も分かりますけれども、実際に、やはり僕は情報はすべからくやっぱり公開をする、これが基本原則でございます。その辺のところもしっかり配慮していただきたいと思います。

僕もほかのところでもやっていますけれども、それやなんかのところは、僕はあまり不服審査は出しておりません。これはもうきちっと私の納得いくようなものが出てくるわけです。ですから、もしもそれができないというんだったら、どういったことを言っているのか、その辺のところをきっちり事情聴取していただくとか、その辺のところも必要ではないかなというふうには思います。

○議長（杉浦辰夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 情報の中には不開示情報というものがあまして、全て私どもが出すことによって、逆にそちらで訴訟を起こされる、そういった危険もあることを御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 言われることは分かりますけれども、それで訴訟を起こすという、例えばきちっと話をしておいて、それで納得できないからということで、それではおかしいということで訴訟になっていくということが多いわけですので、それをもっと真摯に話をしていただければ。人を見ていってくださいよ。僕は、今までのよそや何かでも訴訟を1件起こしています。だけれども、あとは僕は訴訟はしていません。これは、人のあれや何かを聞かさせていただいて、実際にそれがどうかということをやっぱりきちっと検証していくというのが必要だと思います。

それでは、次に、住民監査請求と住民訴訟について質問をいたします。

平成28年4月から令和2年8月までに行われた住民監査請求の件数及びその内容と、住民訴訟の件数及びその内容、またそれらにかかった弁護士費用等について、訴訟ごとに内訳をお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 監査委員事務局。

○監査委員事務局長（山本時雄） それでは、住民監査請求の件数につきましては、監査委員事務局のほうから答弁させていただきます。

年度ごとにお答えをいたしますと、平成28年度2件、平成29年度2件、平成30年度1件、それから令和元年度1件、今年度ですけれども、9月1日現在で2件と、このうちの1件はまだ監査中というところでございます。

以上です。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（板倉宏幸） 住民訴訟の提訴、控訴件数についてお答えさせていただきます。

平成28年度が1件、こちら中央公民館の公金の差止め請求。平成29年度が2件、こちらは商工会の固定資産税の賦課徴収、また商工会館の解体の不当利得。平成30年度は、住民訴訟は0件。令和元年度は控訴が1件、こちらが中央公民館の2件分の訴訟が1件、そしてまた控訴。それを含め、プラス青少年ホームの関係が1件の合計2件。令和2年度は、8月25日現在では0件の合計5件となります。現在、把握している分になりますが。

次に、住民訴訟の費用として、昨年度までの実績に基づき支給額について申し上げます。

中央公民館廃止に伴います案件といたしまして、公金支出差止め請求事件及び不当利得返還請求事件の第1審及び控訴審がございしますが、これらの延べ3件分の金額が370万7,500円。固定資産税の賦課徴収を怠る行為の違法確認訴訟が10万8,000円。勤労青少年ホームの訴訟が79万2,500

円、延べ5件の合計で460万8,000円となります。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） ありがとうございます。

実際に、訴訟をやればそれだけの費用がかかるということで、訴訟される方も大変なのかもしれませんが、訴訟をされたほうもこれだけの出費を強いられるということですので、その辺のところはやっぱりしっかり市のほうも踏まえて、訴訟にならないような適切な対応をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に、勤労青少年ホーム跡地発生土について質問をさせていただきます。

平成30年9月定例会の私の一般質問の答弁で、総務部長は、私がお答えしたのは、山の体積が650立米あるということをお答えしたのではなく、設計書のすき取り体積が650立米となっておりますので、設計書に基づく650立米がこの範囲で、この深さで掘削されたということで申し上げておりますとの答弁があり、企画部長は、650立米の土を掘削すれば膨らみます。それを測量したら720立米になったとの答弁でした。

それで、設計書の650立米の土を処分した場合、体積を増やして処分料とし、処分費が割増しになることはありません。650の設計は、次のときでも650というのが普通の設計書のつくり方だと思います。

それで、これは650が720になっておるということは、650の土を掘って、それを山にしたら720、これは体積が増えたということをおっしゃるんですね。実際に650の土を掘ったときの重量と、720の重量は一緒か、一緒じゃないか。その辺のところをまずお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 同じ場所を前にもお話をしておりますけれども、解体工事に伴ってすき取りをしました。そこから出た土を全て2つの山にして、大きい山と小さい山に積んだということで、土の重量自体は同じでございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 企画部長が言われるとおりでございます。

それで、次に、その完了検査です。完了検査は650の土を確認したのか、720の土を確認したのか、その点をまずお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、勤労青少年ホームの解体工事の検査は、財務グループの検査員が行っております。これは、これまで黒川議員の御質問に何度もお答えいたしておりますけれども、検査としては設計書記載の650立方メートルを確認したところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 720を確認したんじゃないわけですね。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 解体工事の検査においては、720立米の確認はいたしておりません。あくまでも設計書記載の650立方メートルの確認をいたしております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） ちょっと僕、今よく聞き取れなかったので問題ないですけども、720を確認したわけじゃないですね。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 繰り返しになりますが、650立方メートルの確認をいたしております。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 今の答弁のとおり、設計書が720になっているということは、それに、これは立米数ですので、立米数をいわゆる重量に換算する換算係数があるわけですよ。その換算係数を出して、今回の決算書のほうにも数字が載っておりますけれども、時間がたっていますので簡潔にしますけれども、その部分と考えていきますと、実際に720でやったら。

すみません、次に、体積から重量への換算係数をお伺いします。高浜市が発注した720立米の換算係数と栗本建設が発注した数量、これは決算書には載っておりませんので、最終的に何立米の土を出したのか。それと、その換算係数をそれぞれお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） まず、高浜市が発注したというお話の中で、換算係数は高浜市の発注分の2.0トン、トン・パー・立米ですね。栗本建設の発注した換算係数についても2.0トン・パー・立米ということでございます。

数量ということでございますが、最終処分をいたしました数量が、直接市が処分したものが1,349.07トンです。栗本建設さんが運搬処分をしているのが5,354.08トンということでございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 片一方は、720のほうは企画部長は測量していると、そういったことを言っていますけれども、今言った5,354.08のほうについては、これは私が測量してくれと言ったときに、いわゆる測量できないからそれは測量できませんということで断られております。片一方は650を掘って720になった。片一方のほうは、測量もせずに最終的な処分場に持っていった数字は5,354.08で、換算係数が2.0。片一方は、1,349トンのほうは換算係数が2.0。650が掘って720になったというのは、650と720は企画部長は同じ重さだと、そういったことを答弁されましたけれども、これですとちょっと矛盾しているじゃないですか。片一方は測量していない、片一方は測量している。この辺のところをお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 少し根本的なお話をさせていただきますけれども、換算係数というのは、例えば土でも砂利、それから砂、普通の土、それぞれ例えば換算係数は違いますよね。それは、粒度によって重さ、粒の重さが違いますので換算係数は変わります。

今、私が言いたいのは、地山の例えば土でも、同じ土でも地山の土量と、それから掘り出した山に積まれた土量の換算係数は違いますよね。そこら辺は理解をしていただいて質問をいただいておりますけれども、我々は、720立米を測ったのは、どのぐらいの土が出ているかというようなことで確認をするということで、当時担当の職員が2人で行って2つの山を測った。

一方のほうの民間工事のほうは、きちんと積まれている山じゃないし、ランダムに積まれた山を、あれを全部測れということは非常に難しいと、その計測してもおおむねの量しか出ないだろうということで測らなかった。決して別にどうしても測らないかんということじゃなかったんですけども、最終的には産業廃棄物の処分というのはトン当たりで運搬も、それから処理場でも重量を量って、それできちんと精算をしますので、そういったことで考えてそういうふうにしたということでございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） あのね、企画部長、さっきあなた言ったみたいに、あなたは650の土を掘った、それが膨らんで720になった。そうすると、650のやつについて、総務部長は650は確認したけれども、720は検査では確定していない。先ほど企画部長答えられたみたいに、650の土の重さが720になったとするならば、720の土の重さと650の土の重さは一緒ということを言われたんじゃないですか。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 誤解があるといけないので、私、再度申し上げます。

検査といたしましては、設計書の650立方メートルというのは、すき取りの範囲と深さの分かる書類、これの書類を確認をして、設計書どおり650立方メートルのすき取りを確認したということで、掘り出された山を確認をしていないことは、これまで再三御答弁申し上げているところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 失礼いたしました。650の、元の650の元を設計書で確認したと。掘った山は確認していないということでしょう。それは分かっています。僕の質問の仕方が悪かったかもしれませんが、650と720の重さは一緒じゃないですか。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） その部分につきましては、私の記憶するところ、もう既に過去の議会の中で何度もお話をしてお答えをしておると思うんですが、650の土というのは、今、総務部長が申しましたように、検査の段階ではすき取った部分の土がなくなっている部分をきちんと図

面に照らし合わせて確認をしまして。だから、所定の数量計算をしたものがなくなっておれば650の土が掘られましたねという検査をされたという答弁しておりますよね。

私が言ったのは、2つの山、積み置いた山を職員が測って720の立米になりましたと。これは、御自身が30年9月議会でフリップを持ってみえて御説明されたじゃないですか。土というのは掘れば膨らみますよと、かさが増しますよという説明されているんです。そこで、私も720立米の土は、650の土から掘ったのが測ると720に膨らんでいるから1.1倍になりました、そういう認識でいますよという御答弁を差し上げましたので、今のお話は、私も何度も言っていますけれども、720立米についての現状そこにあった、これを産廃で処分する、だから設計では720立米をきちんと測ったから使ったよということを御回答申し上げております。

○議長（杉浦辰夫） 黒川議員、あと3分です。

黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 企画部長にもちょっと誤解があるかな。僕が言っているのは、720の土の重さが、いわゆる換算係数が2.0。先ほどは、650の土を掘ったら1.1かけて720になるということを言われましたよね。それで、体積が増えるのは分かります。重量が増えるというのはおかしいじゃないですか。それは納得できません。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 重量が増えると私、言っていないよね。重量は、だから先ほど一番初めの御質問に対して、650の土と720の土は同じ場所から掘ったので、全体を重さで量れば一緒という話をしましたよね。重量違うというお話はしておりません。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） すみません、650に換算係数の2.0を掛けると幾つなんですか。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 1,300になります。

○8番（黒川美克） 1,300ですよ。だけれども、先ほど部長が言われたのは、2.0の換算係数を掛けると1,349.07になる。そうすると、そのところで40キロぐらいもう増えちゃっているじゃないですか。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 先ほど答弁で申し上げた1,349.07トンというのは、実績だと申し上げましたので、実績ですよ。設計じゃございませんので、今おっしゃっているのは設計の話をされていますよね。720立米に2.0を掛けると1,440トンです。だから、換算係数というのは、先ほどお話しましたよね、換算係数というのは見込みなんです。例えば、土の重さでもいろんな種類がありますという先ほど私、お話しましたよね。ものが混ざっている土なんです、いろいろと。れんがの破片がある、コンクリートがある、いろんなものそれぞれの個体の環境省が出している産

業廃棄物の換算係数は全部出ています。だけれども、それがごちゃ混ぜに混ざっていて土の中に入っている。それを見込みで、これぐらいの土でどういうふうだからということで2.0を使ったということだけなので、今の言われているのは、単純にものと同じだからといって立米数でそれを換算するからトン数がという話をされますけれども、それは違います。

○議長（杉浦辰夫） 8番、黒川美克議員。

○8番（黒川美克） 設計書では、そういうふうになるんですか。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 土木なんかの工事で、一連の流れの中で掘削をして全てそこに置くなり、そのままトラックに積んで運搬して処理する場合は、地山の土量というのは確かに前回のいつの議会だったかでも議員さんおっしゃいました。そうやってそういうふう書いてあるから。何で地山でやらないんだと。言われたいのは、650設計をするべきじゃないかということは何度もおっしゃってみえると思いますけれども、私どもは、産業廃棄物の処理なので、混ざっている土の処理なので、一連の土木の工事と考え方が違うということで、720立米の土があったからそれを最終的に運んで、精算は、だからさっき言った1,440トンじゃないじゃないですか。実質は重量、比重がいろいろあって1,349トンになっているわけじゃないですか。だから、最終的にはその分かかった費用を……

○議長（杉浦辰夫） 時間となりましたので、質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は11時45分。

午前11時40分休憩

午前11時45分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、神谷利盛議員。一つ、高浜市市制施行50周年記念事業について。以上、1問についての質問を許します。

4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） 4番議員の神谷利盛です。議長よりお許しをいただきましたので、高浜市市制施行50周年記念事業について、一問一答方式について質問をさせていただきます。

高浜市は、今年、市制施行50周年を迎えることになりました。本来なら、計画された50周年記念事業がぼつぼつと実行されているわけですが、先日、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、各事業の延期や中止の御案内をいただきました。既に広報などでもその内容が発表されていますが、現時点での各事業の実施状況及び実施予定をここで伺いたいと思います。お願いします。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 現時点での市制施行50周年記念事業の状況についてでございます。

広報、今、質問でもありましたが、広報たかほま8月1日号で掲載をしておりますが、市民会議50の企画事業6事業ございますが、そのうち高浜市全体をフィールドとした宝探し、子供たちへの職業体験、鬼みちまつりでの50周年オリジナルの鬼灯りといった3事業を次年度に延期をすることとしております。

また、市民募集アイデア12事業のうち、高浜市のこれまでを振り返る写真展示や市民合唱による第九演奏、イルミネーション事業、ごみ拾いなど環境に対する取組といった事業、高浜市民記録、そして記念コンサートなど6事業を延期、また1事業を中止・再検討というようなこと、また加えまして記念式典、こちらも令和3年度に延期をすることとしてございます。

○議長（杉浦辰夫） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

せっかくの市制施行50周年記念事業ですが、新型コロナウイルスの感染状況など市民の皆さんの安全を考えると、延期もやむを得ないと思います。そうした中でも実施をしていく事業もあります。実施する、しないの判断基準はどのようにされているかお伺いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 実施の可否の判断基準でございますが、短期間、お祭りのように参加者や来場者が1日で多く訪れるようなもの、特に屋内での開催のものについては延期をしようというような考え方でございます。

また、屋外でありましても、同様に1日、2日というような短期間で不特定多数の方が集まるようなもの、そのほかにもほかのイベントや行事と連動しての実施を予定をしていたものについては、その主たるイベントや行事の中止等に伴って、事業実施の可否を判断をしたところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） わかりました。

では次に、既に実施をしている事業及び今年度中に実施を予定している事業について、最新の状況で御報告をお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 事業の最新の進捗状況でございます。

市民会議50の企画事業から説明をさせていただきます。こちら3件でございます。

初めに、若者会議の企画事業でございます、高浜市のテーマソングを作って、歌って、広めて、エンジョイ事業では、その作業工程が昨年度中にほぼ完了してございましたので、今年度については普及啓発というところで、幼・保、小・中学校や御寄付をいただきました企業にそのテーマソングのCDをお配りし、様々な場面で曲を流していただくようお願いをしているというところ

でございます。また、振りつけもつけていただきましたので、その振りつけもその動画をインターネットで公開をしており、また健康体操バージョンの振りつけも作成をしておりますので、コロナ禍で体を動かす機会が減ってしまった方の運動不足の解消になればと考えてございます。いずれにしましても、曲をつくって終わりではなく、多くの市民の皆様を知っていただけるような普及啓発に、現在では努めているところでございます。

2件目としましては、笑顔の写真展事業でございますが、6月1日より既に募集を開始して、9月30日を応募の締切期限としているところでございます。

3件目につきまして、こちらはみんなが目を輝かせる高浜オリジナル食べ物づくり事業ですが、オリジナル商品の開発・販売に御協力いただいている事業者が5社、50周年PRシールを貼って盛り上げていただくというところに御協力いただいている事業者が7社というような状況となっております。既に、市内の洋菓子店やカフェなどにおいて市制施行50周年オリジナルのケーキだったりマカロン、シンボルマークをイメージしたクッキーなどが販売をされております。

今後は、各協力商品に貼られた50周年PRシールを集めて応募すると景品がもらえるようなキャンペーンについても実施をしていけると、市民会議メンバーと検討をしております。

次に、市民募集アイデアの事業になりますが、こちらにつきましては6件取り組んでございます。

1件目は、PR動画、テレビ番組制作も含めてですが、こちらについてでございますが、名古屋テレビ及び定住自立圏域内の構成市であります、今年度、高浜市と同様に市制50周年を迎える知立市さん、及び市制施行70周年を迎えます刈谷市さんと連携をいたしまして、「名古屋行き最終列車～三河線編～」と題しまして、各市の魅力もPRできるようなテレビドラマの制作を進めているというところでございます。市民の方にもこちらには参加をいただきながら、8月中に既に撮影自体は終えまして、秋から冬にかけての放送予定となっております。

2件目につきましては、市制50周年を写真と映像で振り返る動画をキャッチネットワークさんに委託をし、制作をしているというところもでございます。

3件目につきましては、Instagramフォトコンテスト事業となります。4月1日より専用のInstagramを開設しておまして、8月7日時点での数字になりますが、474件の御投稿をいただいております。

4件目は、インスタ映えスポットの創出とシティプロモーションの一環としまして、アニメキャラクターとコラボした干支瓦の展示準備等を進めているところでございます。

5件目は、かわらメダル制作事業です。こちら、運用は次年度となりますが、メダル自体の制作は既に完了しているという状況でございます。

最後、6件目、ノーベル賞を受賞されました天野浩名古屋大学教授による基調講演です。こちらにつきましては日程や概要について教育委員会とも開催に向けて調整を行っております。ただ、

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の状況等を鑑みまして、次年度に延期をできないかなというところまで今、名古屋大学と調整をしておるといような状況がございます。

以上が、今年度の実施予定などのあります記念事業の最新の進捗状況となります。

○議長（杉浦辰夫） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございます。現在の進捗状況についてはよくわかりました。

そこで、答弁の中にもありましたけれども、4件目のアニメキャラクターとコラボした干支瓦の展示準備等を進めているという部分についてですが、コラボレーションする作品によっては非常に発信力のある取組になると思います。その分、現在の新型コロナウイルス感染症の状況も考えますと、全国各所より多くの方が高浜市に訪れることになると思います。その点、市としてどのように考え、また対策をどのように考えているのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、議員のほうは御心配ということで、特に今のアニメとのコラボですけれども、人気の度合いから、今、御質問でもおっしゃられたように多くの方が多分、全国からこの当地を訪れることになるだろうというふうに考えております。

対策ということで、短期間に多くの人を集めるということではいかんもんですから、来ていただいた方がなるべく分散をするようにということで、コラボレーションする期間を3か月間というふうに考えております。

それから、先ほど展示場所についても、モニュメントです、屋外での展示を予定をしております、それに付随する取組につきましても、極力屋外で来場された方、人と人との接触が少なくなるようにというふうに考えてまいります。

それから、これは当然のことではございますが、3密の回避や消毒の徹底、体調不良の方には来場を御遠慮いただくと、そういった旨の注意喚起の周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

先ほど、この取組みについてお話をした中での、50周年の記念事業と同時に、この事業は私どもシティプロモーションの一つの事業だというふうに捉えておりますので、実は29年に三州鬼瓦工芸品というのが国の伝統工芸品の指定を受けております。すなわち、この地場産業のPRを目的として、その部分に発信力の高いアニメのキャラクターをコラボして、モニュメント等を展示をしていくわけですが、そういったものを見に訪れる方が、多分ファンの方ですよね、インターネット上でそういった部分を拡散していただくことで、当市の風景や産品、そんなものが情報発信をしてもらえるといいなど、そんな仕掛けになればと考えております。

また、訪れた方が市内を回遊するような仕掛けというのも講じてまいりますので、コロナ禍の影響の中で、市内の飲食店に対して少しでも利用の促進を促すこと、それからそれがひいては地

域経済の活性化につなげるというようなこともできたらいいなと考えております。

そして、先ほど言いました本市の産品というのを、市を訪れるということで当然いろいろ検索をしたり本市のことを調べていただけるようなことになると思いますので、そういったところからうまく目に留まるような仕掛けをして、できたらふるさと納税のほうにつなげられる、税収アップになるというような仕掛けも考えております。

○議長（杉浦辰夫） 神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

では、次に、記念事業の実施に当たり、新型コロナウイルス感染症の影響による事業の延期や中止以外の問題点や課題について、現在懸念していることがあれば、ないのかもしれませんが、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 問題点、課題ということですが、事業の延期や中止以外の問題点、課題、私どもとしましては、今年度、第7次総合計画の策定をスタートするというような予定をしております。その中で、第6次高浜市総合計画を策定したときのように多くの市民の皆様からご意見をお聞きしたいと考えております。かつ、事業の実践もしていただく組織体をつくっていききたい、高浜市の未来を描く、仮称ですが市民会議というような形で組織体を組織し、そのメンバーをこの今年度の5月1日より募集をいたしておるといようなところがございます。その募集に当たっては、市民会議50や市制施行50周年記念事業に参加していただいた市民の皆様に対して、そういった市民会議メンバーへどうですかという募集案内をしていきたくて予定をしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で人を集めてというようにできなくなってしまいましたので、記念事業を通じた呼びかけというのも当然できなくなってしまいました。

また、市民会議50も、感染症が出る前は頻繁に開催ができていたんですけども、それも予定どおりに集まって会議をしたりすることができないような状況になっています。また、これまで企画してきた事業が延期となることで、そういった市民のメンバーの方々の気持ちが少し離れていってしまうのではないかといいようなところも懸念をしているところというところがございます。

私どもとしましては、市制施行50周年記念事業は、純粋に市制施行50周年をお祝いするとともに、それ以上に市民の皆様に分たちのまちに興味を持っていただく、そんなきっかけになつたらなど。また、そこからさらにはまちの将来を一緒に考えていただく、そんな人材を発掘していく機会にしたいと考えてございます。また、先ほども少しありましたが、加えて高浜市のことを市内外に発信する最大のチャンスであるとも捉えております。その部分がなかなかできなくなっているという点が問題点であり、課題であると考えてございます。

○議長（杉浦辰夫） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

ちょっと質問を飛ばしますけれども、市制施行50周年記念事業の約半分の事業を、式典を来年度に延期するということですが、昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みたときに、来年度も実施できないということも想定されると思います。その場合、事業実施についてどのように考えているのかお伺いします。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 御質問としましては、来年度も今までと変わらず、状況よくなりず新型コロナウイルス感染症の状況が全然変わらないときはどうするかというようなところだと思います。

その際には、感染症の感染拡大予防対策を講じれば実施ができるかどうか、手法を変えることで実施することが可能かどうか、また実施する事業自体を根本的にまた市民の皆様と一緒に見直しまして、実施できるかどうか、そういった実施できる方法検討をしていくというところを考えていきたいと思います。そうしたことで、市民の皆様の思いが少しでも実現できるようにしていきたいと考えてございます。

ただ、やはり一番は市民の皆様の健康や安全・安心が最重要であるとも考えてございますので、その時々状況により、中止せざるを得ない事業も出てきてしまうのかなと考えてございます。

○議長（杉浦辰夫） 4番、神谷議員。

○4番（神谷利盛） どうもありがとうございます。

じゃ、最後になりますけれども、市制施行50周年記念事業を通じて、どのような成果・効果を市として狙っているのでしょうか。当初予算の主要・新規事業でも目指す成果としてここで述べられていたけれども、いま一度確認をさせていただきたいと思います。また、その目標の達成をはかるための指標などを持っているのであれば、それもお示してください。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） この事業通して私どもが目指す成果でございますが、先ほどの答弁でも少し触れておりますが、市制施行の50周年をお祝いをするということと、市内外への本市の魅力をしっかりと発信をしていきたいというふうに考えております。

そして、何より市民の皆さんに自分たちのまちに興味を持っていただく、そういったきっかけにしてもらえたらと考えております。

そして、これまでの50周年を振り返り、この先の未来を感じて考えていただく、自分たちが暮らすまちのことを考えるというきっかけにして、まちへの愛着や誇りを感じていただく。まちのために自分ができることを実行していただける、そんなまちづくりの新たな担い手の発掘につなげていきたいという狙いがございます。

そして、その目標達成をはかる指標ということでございますが、どれだけの担い手が増えたか

というのを測定するのはなかなか簡単なことではございませんので、現在、策定の準備を進めております第7次高浜市総合計画において、現計画であります第6次の高浜市総合計画を策定したときのように市民会議を立ち上げを予定をいたしております。50周年の記念事業の取組を通じて、市民会議に入っていた方、それがこの6次の総合計画の策定と同規模程度の人数が集まれば、集まっていたらというふうを考えておまして、その方々がまちづくりの担い手に、言い換えれば支え合う大家族の担い手になっていただくことが、この事業の究極の目的を達成できる姿というふうを考えております。

○議長（杉浦辰夫） 4番、神谷利盛議員。

○4番（神谷利盛） どうも丁寧な御答弁ありがとうございます。

最後に、ちょっとまとめになりますけれども、高浜市は市制50周年という一つの節目を迎えました。まちづくりに御尽力いただいた先人たちに敬意を示すとともに、また反省も踏まえこれからのまちづくりを目指す契機としての50周年記念事業ではないかと思っています。

この50周年記念事業を通じて、多くの事業を実行するために多くの市民の方々が協力しあって作り上げていくことがとても重要なことと思います。それは、この記念事業の為だけでなく、将来、高浜市が発展し、現在の若い方々が住んでいてよかったと言えるようなまちづくりのきっかけにするようにすべきと思います。

例えば、ノーベル賞を受賞された名古屋大学の天野教授の基調講演が計画されていますが、子どもたちにとってもきっとすごいインパクトを与えてくれることだろうと思います。それをうまく伸ばしてあげることが、私たち市民の協力だと思います。

ほかの事業も、1人の力ではできません。多くの方々の協力で作るものです。その力でよりよい高浜をつくっていきけるよう、市としてのバックアップをよろしくお願いします。

以上でもって質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は13時10分。

午後0時5分休憩

午後1時10分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、今原ゆかり議員。一つ、子育て支援について。以上、1問についての質問を許します。

13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） 皆さん、こんにちは。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一つ、子育て支援について、一問一答方式でお尋ねいたします。

初めに、子供の予防接種についてお聞きします。

子供の定期予防接種は、B型肝炎、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症をはじめ13疾患の発症や流行を予防するため、それぞれの感染症にかかりやすい年齢を基に接種のタイミングが決められています。このため、接種期間を逃し接種が遅くなれば、それだけ子供の感染と発症のリスクは高くなり、ひいては感染症の蔓延、流行につながります。

しかし、最近では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、定期の予防接種を控える傾向が見られています。これは、外出自粛要請の影響と、医療機関での新型コロナウイルス感染への不安が背景にあると考えられます。

小児科医らでつくるNPO法人、VPD（ワクチンで防げる病気）を知って子どもを守ろう会は、同会が提供している予防接種アプリの登録データを基に、ワクチンデビューの指標として生後3か月の小児用肺炎球菌ワクチン1回目の接種率と1歳からのワクチン接種の指標としてMR、麻疹風疹ワクチン第1期の接種時期を新型コロナウイルスの感染拡大前後で分析評価されています。

その分析では、小児用肺炎球菌の接種率は90%から74%に低下し、ワクチンデビューに遅れが見られます。また、MRワクチン第1期は、昨年12月以降に1歳になったお子さんの接種時期に遅れが見られているそうです。

初めに、本市のコロナ禍における予防接種の接種状況について教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 高浜市における子供の定期予防接種の全体数を比較しますと、4月の接種数は令和元年度が993件、令和2年度は793件、5月の接種数は令和元年度が949件、令和2年度は777件、6月は令和元年度が813件、令和2年度は872件となっています。

昨年度と比較すると、今年の4月と5月は2割ほど接種件数が減少しています。また、6月からは昨年並みとなっています。

今年の4月と5月の落ち込みは、議員御質問のとおり、4月10日から愛知県独自に緊急事態宣言が発出され、その後、4月16日から5月14日までは愛知県が国の緊急事態宣言の対象区域に指定されましたので、その間の外出自粛要請による影響であると考えております。

○議長（杉浦辰夫） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

次に、今年4月と5月分のワクチンデビューの指標である小児用肺炎球菌1回目の接種や、1歳のお子さんの指標であるMR第1期の接種状況について教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 小児用肺炎球菌は、令和元年度が51件、令和2年度が59件、MR第1期は、令和元年度が61件、令和2年度は53件となっており、昨年度と比較して小児用肺

炎球菌、MRともに大きな増減はありません。

○議長（杉浦辰夫） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

本市においては、4月と5月の定期の予防接種については、ワクチンデビューや1歳になったお子さんの接種時期に遅れはないということですが、一方で予防接種全体の実施件数の減少が見られます。今後の対応策について教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 今年の4月と5月の予防接種実施件数については、比較的接種期間が長い日本脳炎ワクチンやDTワクチンの接種数の減少が見られていますので、接種時期を先送りにされている傾向が考えられます。

これを受け、乳幼児健診の際には保護者の方に接種状況の確認を行うとともに、厚生労働省が作成した「遅らせないで！子どもの予防接種と乳幼児健診」のリーフレットをお渡しし、予防接種の接種時期を遅らせることなく進めていただくようお願いしています。また、ホームページや広報、子育て支援ネットワークでの情報発信も行い、予防接種の先送りや接種忘れがないよう周知を図っています。今後は、小学校を通し勸奨チラシを配布していくことも予定しています。

今年度から、新たな取組として、8月から母子手帳アプリ、通称「ぴよポケット」の利用を開始しました。

この母子手帳アプリは、身長や体重、成長記録、予防接種歴を電子データとして記録を残すことに加え、予防接種スケジュールをサポートする機能があります。このアプリを登録していただければ、個人ごとの接種状況に合わせ、接種時期が近づくとスマホに通知が送られてきますので、接種忘れを防ぐことができます。

○議長（杉浦辰夫） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

母子手帳アプリを利用することで、定期の予防接種を適切な時期に接種していただく動機づけができるということですね。母子健康手帳をお持ちの皆さんに、ぜひアプリの登録を勧めていただきたいと思います。

次にお聞きします。比較的接種期間が長いワクチンの接種時期を先送りにされている傾向が見られているということですが、接種期間が長いワクチンであっても、接種期間を過ぎてしまうと任意接種となり、接種費用が自己負担となってしまいます。

厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で接種を先送りにし、接種機会を逃した未接種の子供を救済するため、相当な理由があると自治体が判断した場合は定期接種の期間の延長を認めています。

兵庫県三木市は、令和2年3月19日以降に接種期間が終了となった未接種の定期予防接種の接

種期限を、令和3年3月31日まで延長されています。

また、名古屋市は、市議会議員団が6月議会で提案したところ、名古屋市医師会と調整し、近く三木市と同様に未接種の定期予防接種の接種期限を延長されるそうです。

外出自粛により、定期予防接種の接種期間が過ぎてしまった子供への対応についてお聞きします。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 議員のおっしゃるように、厚生労働省からは、接種のための受診による感染症への罹患のリスクが予防接種を延期することによるリスクよりも高いと考えられる場合など、規定の接種時期に接種ができない相当な理由があると市町村が判断し、やむを得ず規定の接種時期を超えて定期接種を行った者についても定期接種として取り扱って差し支えないことが示されています。

本市においても、緊急事態宣言による外出自粛要請の期間中、健康推進グループに保護者から予防接種のための受診について電話相談を受けることがありました。その際には、医療機関は普段から院内感染予防に努めておみえであり、感染のリスクは低く、予防接種を延期することの方が対象疾患の発症リスクが高くなり、デメリットが大きいことを説明すると予防接種を行われる方がほとんどで、接種ができない相当な理由があるという申出はありませんでした。

○議長（杉浦辰夫） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

接種ができない理由があるという申出があった場合は、柔軟に対応していただくようお願いいたします。

次にお聞きします。今年10月から、新たな予防接種として乳児のロタウイルスワクチンの定期接種も開始されます。

ロタウイルスは、感染力が強く、乳幼児がかかるロタウイルス胃腸炎の原因ウイルスであり、この胃腸炎にかかると激しい下痢や嘔吐などの症状を繰り返し、強い脱水症状の場合は入院治療が必要になることもあります。このため、ロタウイルスワクチンの定期化を望む保護者は多く、定期の予防接種として開始されることは喜ばしいことです。

初めに、ロタウイルスワクチンの具体的な実施方法について教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 令和2年1月17日付で予防接種法施行令が改正され、ロタウイルス感染症は、定期予防接種のA類疾病に追加されました。

高浜市も、令和2年10月1日から定期予防接種を開始していきます。対象者は、令和2年8月生まれ以降の方です。

ロタウイルスワクチンは、ロタリックスとロタテックの2つのワクチンが定期接種に位置づけ

られ、接種回数はロタリックスが2回、ロタテックは3回の経口接種となっています。2種類のワクチンは、ともにロタウイルス感染症の予防効果があり、どちらのワクチンを接種していただいても構いませんが、いずれか1種類の同一製剤で接種をしていただくことが必要になります。

10月1日の接種開始時には、対象の令和2年8月生まれの方には、個別通知によりお手元に郵送させていただきます。また、令和2年9月生まれ以降の方は、予防接種手帳に予診票を入れ、お渡しさせていただきます。

○議長（杉浦辰夫） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

今後、ロタウイルス感染症を含め定期的予防接種を確実に接種していただくことは、病気の発症と流行を防ぎ、感染症から子供の大切な命を守ることとなります。

まずは、適切な接種期間に受けていただくことが発症リスクを下げるためにも大切ではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で接種を先送りにし、接種機会を逃した未接種の子供の救済措置についても柔軟に判断していただき、できるだけ多くの子供に予防接種を受けていただくことで、感染症の発症予防に努めていただきたいと思います。

次に、産前産後ケアについてお聞きします。

妊娠期は、胎児の成長と生まれてくるわが子への期待で幸せな時間ではありますが、身体の変化や出産や産後、育児への不安もあり、心身ともにデリケートな状態が続く時期でもあります。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、妊娠期に感染すると母体や胎児にどんな影響があるか不安になる妊婦さんもいらっしゃるのではないのでしょうか。

厚生労働省は、男女雇用機会均等法に基づく指針を改正し、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を規定しています。また、感染への不安に直面しながら過ごす妊産婦を支える総合的対策事業を展開されています。この具体的な取組について教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 議員御質問のとおり、令和2年5月7日に厚生労働省の妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針が改正されました。

これは、男女雇用機会均等法により妊産婦労働者への保健指導・健康診査の際に主治医や助産師から指導を受け、事業主に申出が出た場合は、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じることが事業主に義務づけられています。

今回の改正により、新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的ストレスによるものについても対象に加わり、事業主は、主治医や助産師からの指導事項に基づき必要な措置を講じることとされています。

加えて、国はいち早く妊婦への布マスクの配布を開始し、都道府県毎に妊婦に特化した相談窓

口を設置されています。また、妊婦の方々へのチラシを作成し「厚生労働省は、省をあげて、妊婦の方々の安心・安全の確保に全力を尽くすこと」を発信されています。

これを受け、市では、この厚生労働省のチラシを妊娠届出時に皆さんにお配りしています。

○議長（杉浦辰夫） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

妊婦は、出産を迎えるその日まで、心身共に安定することが大切であると思います。本市においては、妊娠・出産、出産後の子育てについて継続的な相談支援に対応できるよう、妊娠届出に見える妊婦に保健師が面談を行い、いち早く相談できる関係づくりに努められています。

また、その後も小学校区ごとの地区担当保健師、マイ保健師が疑問や不安が出てきたときや母親の心身の変調があったときに継続して相談支援が行えるよう、妊婦一人一人に妊婦カルテを作成し、出産後は子供のカルテとして引き継ぎ、相談支援の継続に取り組まれています。

マイ保健師の相談支援のほかにも、産前のサポートとしてマタニティーサロンや産前の両親学校を実施されていますが、今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響について教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 妊婦向けサロンである「ままプチさろん」や両親学級「パパママ教室」は、3月から6月は実施を見合わせておりましたが、7月から実施を再開しています。

また、3月から6月の間もマイ保健師による相談支援を継続して実施し、妊産婦や保護者の方の感染への不安に合わせ、家庭訪問や電話での対応をさせていただきました。

○議長（杉浦辰夫） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

コロナ禍の中だからこそ、妊産婦や子育て家庭への相談支援は大切であると思います。

次に、産後直後の支援策である産後ケア事業についてお聞きします。

令和元年12月に母子保健法が改正され、産後ケア事業は、市町村において努力義務とされました。高浜市においては、先進的に取り組まれ、既に産後ケア事業を実施されています。

妊娠出産を終えた直後から始まる育児は、幸せな反面、長い妊娠生活と出産による心身の疲労、加えて初めての子育てに戸惑い、不安があります。また、産後は鬱病を発症しやすい時期でもありますので、母親の思いに寄り添い、育児を手助けしてくれる人が必要です。

しかしながら、周りの支援が十分に受けることができなかつたり、夫は仕事で家にいる時間が少ないという場合もあるため、家族以外の母親を支える支援策が必要であり、その一つが産後ケア事業です。

初めに、現在の産後ケア事業の利用状況についてお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 議員のおっしゃるように、産後ケア事業は、出産後も安心し

て子育てができる支援体制を確保することを目的に努力義務とされ、実施の際には子育て世代包括支援センターとの連携をすることが示されています。

本市の産後ケア事業は、宿泊入院での八千代病院、碧助産院の2か所で実施をしていました。

利用状況は、平成30年度は3件、延べ8日、令和元年度は3件、延べ15日です。そして、利用した後は、地区担当保健師であるマイ保健師や助産師が家庭での育児を継続して支援しています。

○議長（杉浦辰夫） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

産後ケア事業は、助産院や病院に入院し、助産師による相談支援を受けながら休養することで母親の心身の回復を促し、利用後にはマイ保健師が相談支援を継続し、母親が家族とともに健やかな育児ができるよう支援してくださっているということですね。

次に、産後ケア事業における父親の役割についての支援があれば教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 産後ケア事業は、利用後の家庭での育児を支えるサービスです。母親と赤ちゃんに加え、父親への育児指導を行う場合もあります。

例えば、母親だけでは授乳が難しい場合は、父親が赤ちゃんへの授乳ができるよう、母乳だけでなく人工乳の調乳や授乳の仕方を父親に指導します。加えて、産後ケア利用中に赤ちゃんの授乳リズムを整えていきます。このことで、授乳を含めた自宅での父親による育児参加も可能になります。

○議長（杉浦辰夫） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。夫婦で協力して育児を行うということですね。

きょうだい児がいるので宿泊が難しいという場合もありますが、2人目、3人目の出産を終えた母親たちは、育児経験はありますが、2人の子供の育児、3人の子供の育児は初めての経験です。そして、赤ちゃんのお世話に加えきょうだい児の育児があるため、強い疲労感と育児不安を持つこともあります。

そうした場合には、産後デイサービス事業があれば、宿泊ができない方も日中の休養ができます。今年度から始められた産後デイサービス事業について教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 最近では、産後ケアの必要性が浸透し、産後ケアを実施される病院や助産院が増えてきています。近隣では、岡村産婦人科が日帰り及び宿泊型の産後ケア事業を始められました。また、令和元年7月、安城市にあります碧助産院が産後ケアを行うための事業所を市内青木町に開院され、日帰りでの産後ケアを開始されています。

このことから、令和2年4月から岡村産婦人科と碧助産院が産後ケア事業を始めています。このことで、利用形態を宿泊型とデイサービスである日帰り型とを選択できるようになり、また利

用施設については、宿泊型は八千代病院、碧助産院に加え岡村産婦人科の3か所、日帰り型は岡村産婦人科、碧助産院の2か所となりました。

○議長（杉浦辰夫） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

産後ケア事業を日帰りでも利用できることは、自宅を夜間空けることが難しい母親にとっては、家庭生活を大きく変えることなく利用ができます。家事のことやきょうだい児の育児、園、学校のことなどの心配が少なくなり、利用しやすくなります。加えて、岡村産婦人科で出産されたという声もよく聞きますので、出産をされた病院で産後ケアを利用できることは、利用時の安心感にもつながります。

それでは、新しく実施を開始された日帰りの産後ケア事業の内容と状況について教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G主幹（鈴木美奈子） 産後ケア事業の日帰り型は、岡村産婦人科と碧助産院で実施しています。実施内容は、出産後の母子支援として、母体の休養及び体力の回復への母体ケアと沐浴や授乳支援、発育確認といった乳児ケアを行い、母子の心身の安定と育児不安の解消を図るものです。日帰り型と宿泊型を合わせて、最長7日間の利用ができます。また、宿泊型を2回に分け、2泊3日と3泊4日で利用された方もいらっしゃいます。

宿泊型と日帰り型の実施内容は、宿泊の有無による利用時間の違いはありますが、母子へのケア内容については変わりありません。

しかし、一方で、夜間の授乳への困りごとや家庭生活から離れてゆっくり体力の回復を望まれる場合には、宿泊型を選択されることが有効であると考えています。

○議長（杉浦辰夫） 13番、今原ゆかり議員。

○13番（今原ゆかり） ありがとうございます。

令和2年度からは、日帰り型と宿泊型の産後ケアが実施され、また八千代病院、岡村産婦人科、碧助産院と実施施設が増えたことで、母親たちがそれぞれの事情に合わせて利用形態、日帰り型か宿泊型かなど利用施設を選べることは、利用しやすさにつながります。

また、産後ケアでの父親への働きかけも行えることで、産後の母親を支える支援が可能になると感じました。

育児に終わりはありません。悩みの解消や気分転換にもなると思いますので、気軽に利用していただきたいと思います。

これからも、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに努めていただきますようお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は13時40分。

午後 1 時34分休憩

午後 1 時40分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番、内藤とし子議員。一つ、新型コロナウイルス感染拡大から市民生活を守れ。以上、1問についての質問を許します。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） こんにちは。

議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問いたします。日本共産党の内藤とし子です。

今回、一般質問は、これまでの70分からコロナウイルス感染症の感染拡大抑止のため30分に短縮しましたが、議員とは議会制民主主義を追求し、市民福祉の向上を目指して働くものであって、国会も開かれておらず、市民は唯一市議会が頼りとなっているにもかかわらず、市議会が時間短縮するようでは、二代表制としての機能も十分できません。

そこで、この質問に入ります。

日本共産党の志位和夫委員長は、7月18日、安倍晋三首相に、PCR検査を大規模に拡大するよう緊急申入れを行い、日本医師会の有識者会議や超党派医師国会議員の会も政府に対し、感染震源地のPCR検査拡大、拡充をそれぞれ提言、その後、愛知県にも共産党はPCR検査の拡充を求めて申入れをしたところです。もちろん、高浜市にも同様の拡充の要請をいたしました。

新型コロナウイルス対策から市民の命と暮らしを守れについて伺います。

まず最初に、1人10万円の定額給付金の給付率はどうであったのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 支給対象者4万9,356人に対しまして、4万9,199人に現時点で支払いが完了しておりますので、給付率としましては99.7%でございます。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 持続化給付金の申込みはどうであったのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 答弁を求めます。

経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 持続化給付金につきましては、国の申込み、直接申込み制度になっておりまして、実際にどれだけかというのは、高浜市の分は正式には全く連絡がない状況ですので、ちょっと本日はお答えできないかと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 雇用調整助成金の給付はどうかについてお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 雇用調整金につきましても、国のほうでの直接受付になっておりまして、国からのそういった数字は一切連絡が来ておりませんので、本日はお答えできません。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 感染拡大防止のために、防疫目的の大規模で網羅的なPCR検査を実施することを求めています。さらに医師の判断のみで速やかに検査を受けられるようにすることや、検査実施場所を高浜市にも増やしてほしいというお願いについて、お答えをお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 新型コロナウイルス感染症を診断するためのPCR検査につきましては、県が新たにあいち健康の森にドライブスルー方式のPCR検査所を設置するなど、日々検査体制の充実が図られております。

加えて、国のほうですが、8月28日に開催しました新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組を示しておりまして、新型コロナウイルス検査につきましては、地域の医療機関で簡易、迅速に行える抗原キットによる検査を1日平均20万件できるよう大幅に拡充することとしています。このことから、今後の検査体制は大幅に充実するものと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） お隣の刈谷市は、今、国の言われた問題だと思うんですが、9月1日から行政検査を20の医療機関で行うと決めたと聞いています。高浜市はどのようにされるのかお答えください。

そこで、3月10日の高浜市新型コロナウイルス感染症対策会議、第12回で、本日何々からファクスが届いた。これは黒く消してありました。内容は、今後、開業医がPCR検査を実施することは難しい。ドライブスルー方式で輪番制を採用するしかないといったもので、保健所に確認したところ、愛知県医師会は休日診療所の活用を提案しているが、本市には休日診療所がないため、旧保健センターの活用を考えると返事すると書かれています。どこへ返事したのか。3月10日から約半年がたちますが、保健センターの活用を考えるとすれば、何か変更があってもよいと考えますが、今、保健センターはどのようになっているのでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） その会議の内容を今、お伝えいただきましたが、この3月10日のときと現状というのは大きく状況が異なっておりますので、それはあくまでその当時、3月10日時点の考え方であるというようなことで御理解いただきたいと思っております。今については、先ほども申し上げましたように健康の森で検査が受けられる、また国は1日20万件できるようになるというようなことで大きく状況が変わっておりますので、そのときの状況とは大きく変わっているということをお理解いただきたいと思っておりますし、今、保健センターについては、これは利用していな

いという状況になっております。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） これは3月10日の情報といいますか、分かるんですが、この約6か月の間、このとき、この対策会議で提案をしたというだけで、何もしないでそのまま過ぎてしまって、国のほうがこういう1日20万件の案を出してきて、それに乗っているというようなふうに感じられるんですが、この半年の間、高浜市はどのようにしてみえたのかお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） もともと今回の感染症対策、いわゆるコロナの対策というのは、市の区域をまたいで取り組んでいく広域的な取組が必要であるということで、これは保健所の役割、県の役割であるということには変わりはありません。

したがって、市として単独で検査に関わるということは、現在もありませんし、これからはないものと思っております。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 感染が拡大してからでは遅すぎます。感染が少なく済んでいるうちに、市民の命を守るために対策を取り組まねばなりません。

冬になると、インフルエンザの流行が心配されます。どちらも簡単に区別がつきにくいと言われるだけに、今、感染者が少ないからなどと言っているのは、クラスターが発生でもすると大変なことになります。医師会との話し合いはどうなっているのかお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 先ほど議員のほうから、刈谷市では20の医療機関がPCR検査を行うというお話がございましたが、現在、県医師会の要請を受けまして、刈谷医師会が9月に入ってから高浜市、刈谷市、知立市の3市でPCR検査を実施していただける医療機関の意向調査を行ってみえます。

今後は、その意向調査の結果を確認していきたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 分かりました。

インフルエンザは、主に冬に流行しますが、インフルエンザワクチンは今現在、希望者は65歳以上1,000円で接種ができます。しかし、子供は2回打たなければなりませんし、費用もばかにはできません。1回3,000円余りもかかるのです。この子供の接種について、助成をするよう求めます。

刈谷市は、助成がされるように、今回の議会でもなると言われていますが、高浜市はどうでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 子供へのインフルエンザ助成につきましては、今のところ考えておりません。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 先日、7月31日、保健所に行き濃厚接触者が2ccの唾液で感染させるかどうか分かるということで視察をさせていただきました。土日も休みなしで感染者や濃厚接触者の検査に当たってみえました。10人の体制で、暑い中仕事をしてみえましたが、体制を強化しない限り、充実は無理だと感じました。今の保健所に、これ以上の負担は無理であるということで、ぜひ市のほうからも今、検査についてはしないというようなことを言われましたが、ぜひその点では市の医療機関も今後、意向調査するというのですから、その点でのできることをしていただくということをぜひお願いしておきます。

次は、医療機関や介護・福祉施設の従事者と入院患者、入所者、保育・教育の関係者に定期的にPCRを実施することです。誰でも、新型コロナに感染したくないのは共通の思いです。しかし、仕事となると話は別で、それぞれに感染しないように注意をしながら仕事を継続しているのが実態です。

そこで、医療関係者、介護関係者、福祉関係者などどうしても人に関わる仕事をしている方たちから、PCR検査をするよう勧めることが必要だと考えます。コロナ対策の最も重要な点は、感染ケースの4割を占める無症状感染者からの感染をいかに防ぐかだと考えます。検査数を増やし、感染者を見つけ出し、保護、隔離、治療をできなければ無症状感染者が感染リンクをつなげ、感染がくすぶり続け、社会経済活動の再開とともに感染拡大が再燃します。検査数を増やしていただくようお願いします。お答えをお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 国の新型コロナウイルス感染症対策本部における今後の取組では、医療機関や高齢者施設における検査体制についても明記をされております。その内容は、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に一斉定期的な検査の実施を都道府県に対して要請することとされており、県において実施されるものと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 医療関係者や介護関係者で、感染者が出た場合の影響も大きく、地域によっては介護関係者の感染を危惧してPCR検査をしているところなど多々あります。医療関係者は、どこからウイルスが感染するのか分からない、熱がある人は気をつける、診察に見えるのを断る、市内でも熱があるという、熱が下がってから来てくださいなどと言われます。

名古屋市内では、現在、陽性でも入院できない状況が続いており、病院は軒並み減収になって

いと報道されています。さらに、東京でしたか、325人の感染者のうち50%が院内感染であったとの報道もされています。

クラスターが発生してから出は遅すぎます。命を守る検査を進めて、感染者、無症状者、感染していない人とそれぞれ対応して、感染者が少ない間に感染防止に取り組んでいただきたいと考えます。医療関係者のPCR検査を進める考えはないかお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 先ほども答弁させていただきましたが、国において今後、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に検査を実施することを都道府県に対して要請しているということから、県のほうで実施されるものと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 要するに、県がこれをまとめてやっているということで、県がクラスターなど出ているところを抑え込んでいくという方針に沿っていると。高浜市としては、そういう点でまず県の方針に沿っていくというふうに考えていいですね。

陽性率など検査と感染の情報、それから自宅待機、入院など隔離状況など、最低限の情報を県と市が共有して全力で当たれについて伺いますが、自宅待機になった方でも、独り暮らしなど食事が取れない方など、軽症であった場合、コンビニに買い物に出かけてしまうなどということがあると報道もされていますが、その対応はどのようになっているのでしょうか。現在、何人が入院しており、何人が退院したのか、情報を出してもよいと考えますが、お答えをお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 県のほうは、ホームページによりまして、毎日新型コロナウイルス感染症患者の状況を発表しておりますが、患者のプライバシーの保護等を考慮した内容となっております。市は、県がホームページで発表する情報しか持っていない現状です。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 県のほうが個人情報とあって、その人数の分しか情報を出していないということを言われますが、個人名を出せと言っているわけではなくて、県内から情報を出すようにいろんな声も来ていると聞いていますので、情報をもっと出させて、注意すべきな点など、こういうことに注意したらいいとか、こういう点で早めに病気を見つけるとか、そういう点で共有すべき点が幾つかあると思うんですが、そういう点で、そういう点を考えていますが、その点、お答えください。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） お答えをさせていただきます。

あくまで公式な情報というのは、県が私どもにお伝えしていただく情報でありまして、その内

容についてはホームページに掲載をしております。

それと、先ほど独り暮らしの市民の方が新型コロナウイルスに感染し、自宅療養になった場合の看護というような御質問がありましたので、お答えをさせていただきます。

独り暮らしといっても、年代的に若い人なのか、それとも高齢なのか、また同じ軽症と判断された患者さんでも、ほぼ無症状な方がいるなど症状はそれぞれ違います。患者さんの状況を踏まえ、保健所の指示もいただきながら、その方のニーズに合った支援策を講じていく必要があります。

愛知県では、自宅療養を行う軽症者に対して配食サービスを始めました。御自宅への配食サービスも活用しつつ、高齢者や障がい者への支援でノウハウを持つ高浜市社会福祉協議会に対象者の生活援助を担っていただき、患者さんの自宅療養を支援していきたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 市民向けの政策を実施せよに移ります。

まず、1つに、妊産婦のPCR検査を実施せよですが、妊産婦の方は、無症状の陽性者でなければよいがと心配しながら身二つになる日を待っています。県では、不安を抱える妊婦の分娩前検査、PCR検査です、実施へ県議会で検査の助成、検査費の助成が2万円、これを予算化しました。

これは、国が制度化したもので、今後、実施時期など調整中とのことですが、この妊婦さんがPCR検査をする場合、2万円では検査を済ますことはできません。足りない部分について、市が助成して本人負担をなくすよう求めます。お答えをお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 妊婦に対するPCR検査の実施については、妊婦に一番身近なかかりつけ医である産婦人科医において医師の判断で実施されることが望ましいと考えております。また、今、御質問にありましたが、厚生労働省の通知では、新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有さない妊婦に対するPCR検査の体制整備につきましては、都道府県が検討を進めることとなっております。

既に実施している三重県では、検査だけではなく検査結果が陽性と判明した妊婦に対し、退院後に助産師、保健師等による電話や訪問などの相談支援も実施する内容となっております。

愛知県においても、今後、妊婦に対するPCR検査体制の整備について進んでいくものと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○15番（内藤とし子） 答えが足りない。

○議長（杉浦辰夫） 健康推進グループ。

○健康推進G（内藤克己） 愛知県においても検討されていくものと考えておりますので、市単独では実施を考えていない状況です。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） こんなコロナ禍の中で、お母さんたちは頑張ってお産をしようとしてくれるんですから、この市が助成して本人負担をなくすことを求めたいと思うんですが、約1人3万円ということ言われていますので、1万円の助成金ということになります、どれぐらいの方が現在、妊娠してみえるのか、それは分かりますか。

○議長（杉浦辰夫） 福祉部長。

○福祉部長（加藤一志） 先ほど申し上げましたように、三重県は先行的に実施をしておいて、愛知県においても実施を検討されていくものとうちのほうは考えております。その内容も確認しながら、市として検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 内容を確認と言われますが、ぜひ前向きの方で進めていただくことをお願いします。

次に、誰もが自粛自粛で日を送っています。特に、3月の一斉休校以来、子供たちは長い休みの後、夏休みというのに出校日、やむを得ないというものの、短い夏休みと暑い夏を学校に通っています。

そこで、子供たちの、半日で帰ってきていますし、それから子供たちが部活もできなかつたりいろいろしていますので、移動図書館を走らせてはいかがかと考えますが、お答えを願います。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 移動図書館ということでございますが、移動図書館のサービスを実施している自治体というのはございますけれども、新型コロナウイルスの感染症拡大防止に伴って図書館が休館中というときには、その移動図書館のサービスについても中止をしている。中には、図書館の運営を再開しても、なお移動図書館を中止している、そんなような情報を聞いております。

本市におきましては、身近な公共施設で予約した本の受取り、返却ができるという、「いつでもどこでも図書館」という制度がございます。現在、10か所の拠点がございますので、そういったところも日常であれば利用していただくことは可能でございます。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

内藤議員、あと3分です。

○15番（内藤とし子） 国保の減免について伺います。

コロナ減免などと言っていますが、高浜市ではどれぐらいの世帯が申込みをしてみえるのかお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（中川幸紀） 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の

国民健康保険税の減免につきましては、8月15日時点ではありますが、令和元年度分で15世帯、17万4,000円、令和2年度分で17世帯、174万300円の減免決定を行っております。

減免の対象となります国民健康保険税につきましては、令和3年3月31日までの納期限のものに限られておりますので、今後も減免の件数は増加してまいると思います。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 本当に、コロナ減免と言いますが、大変な世帯の方がこの影響を受けていると思われまして。まだまだこの申込みがあるかと思いますが、ぜひ分かりやすいといえますか、申込みに分からない方は市役所の市民課に来て、ぜひ聞いてほしいというようなことでやってみますので、ぜひそういう点では親切丁寧な説明をしていただきたいと思っております。

それから、臨時財政調整基金ですか、これまでの……。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

内藤議員、あともう1分です。

○15番（内藤とし子） 臨時財政調整基金をこれまでの新型コロナウイルス感染症対策にどれぐらい使っているのかお答えください。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） これは、まず6月補正で申し上げますと、他の事業も含めまして財政調整基金から1億円余の取崩しを行っているところでございます。

今後9月補正、12月補正を含めた対応、こういったところで活用していくことになろうかと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 市民の命と暮らしを守っていかうとするには、不十分ではないかと思っております。臨時財政調整基金を取り崩しても、新型コロナが蔓延するのを防ぐ考えはないかお答えをお願いします。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、新型コロナ感染症対策でございますけれども、まず市民の生活を守っていく、地域経済を支えていく、こういったところに今後、先ほど申し上げましたけれども、12月補正を含めて対応していくことになろうかと考えております。

○15番（内藤とし子） 終わります。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は14時20分。

午後2時10分休憩

午後2時19分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで当局より発言を求められていますので、これを許可します。

こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） すみません、1点、答弁の訂正をお願いいたします。

午前中の16番議員の質問の中で、コパンの地代猶予のための財務書類があると答弁いたしましたが、コパンの説明があった際、書類としては頂いていないということで、書類は保有していないということで訂正のほうをお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 次に、3番、杉浦康憲議員。一つ、住民監査請求と訴訟について。以上、1問についての質問を許します。

3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） それでは、議長のお許しをいただきましたので、一つ、住民監査請求と訴訟についてを通告に従い、一問一答にて質問いたします。

まず、初めに言っておきますが、住民監査請求と訴訟、ともに高浜市民に与えられた権利であり、係争中の互いの主張に関して口を挟むつもりはありません。

私が議員になった平成27年以降、多くの住民監査請求と訴訟が行われています。

では、なぜこのようなことに至るのか、自分なりに考えてみました。

法律や条文というのは、非常に曖昧な表現が多いと感じます。例えば、道路で制限速度は数字ですから、非常に分かりやすいです。制限速度50キロなら、50キロまではよくて、51キロからは違反になります。これでも緊急車両等は除外される例外があると思います。

では、私たち議員の身近な公職選挙法で言うと、よく議員の中でも話題になりますが、第140条に「何人も、選挙運動のため、自動車を連ね又は隊伍を組んで往来する等によって氣勢を張る行為をすることができない。」との記述があります。この条文なんかにも、じゃ自動車とあるが、自転車ならいいのか。じゃ、隊伍とあるが、隊伍とはきちんと並んだ組、列ということらしいです。じゃ、何台までよくて、何台から駄目なのか。じゃ、氣勢を張る行為って、どこからが氣勢を張る行為なのか。非常に曖昧です。私たちも違反などしたくないので、選挙管理委員会や警察に問合せをしますが、明確な答えをいただいたことはありません。

行政の方に、この件ではないですけども、こういった曖昧な条文で判断をするときというのは、どうするのでしょうかと聞いたことがあります。その方は、関連や所管する官庁に問合せたり、過去の判例等を調べて実行するとお話しされていました。そういったときでも、判断が明確でないときは、よい悪いは責任は取れないと言われると、愚痴もこぼしておられました。なので、互いに悪意ではなく、このような解釈の違いから始まってしまわないかと私は信じています。

では、どんな住民監査請求が行われているのでしょうか。

令和元年10月9日の中日新聞の記事では、勤労青少年ホーム跡地活用事業に関する件では、高

浜の住民自治をめざす会会長が、「発生土等処理業者に支払った工事費 2 億円余の返還と、返還されない場合は市長が代わりに支払うよう求めて住民監査請求」、「会長ほか市民 26 人も共同で請求。いずれも、めざす会会員の」、すみません、敬称略させていただきます、「倉田利奈（高浜市民の会）、内藤とし子（共産）、黒川美克（新政会）の 3 市議も名を連ねた」との記事がありました。

このように議員からも住民監査請求が行われている現状がある中でお聞きしたいのが、そもそも住民監査請求という制度はどのようなものであるか、そして、どのような場合に行われるのかお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 監査委員事務局。

○監査委員事務局長（山本時雄） 住民監査請求につきましては、市長や市の職員等による違法または不当な財務会計上の行為または怠る事実があると市民が認めるとき、監査委員に対しまして監査を求め、その行為の防止もしくは是正、損害の補填など、必要な措置を講じるよう請求することができる制度となっております。

○議長（杉浦辰夫） 3 番、杉浦康憲議員。

○3 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

それでは、住民監査請求は、市民が市長や市の職員等に違法または不当な財務会計上の行為や怠る事実が認められるときに請求されるということであれば、住民監査請求をなされた時点で、直ちにその対象となる財務会計行為に違法性があるということになるのでしょうか。お聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 監査委員事務局。

○監査委員事務局長（山本時雄） 住民監査請求をされるということは、請求人であります市民の方が財務会計上の行為や怠る事実違法性があるとお考えになってのことだと思います。しかしながら、請求をされたから直ちに違法性があるということではなく、その住民監査請求に基づきまして監査委員が監査をいたしまして、財務会計上の行為や怠る事実違法性があるかないかといったことを判断することになります。

○議長（杉浦辰夫） 3 番、杉浦康憲議員。

○3 番（杉浦康憲） ありがとうございます。

それでは、違法性が確定するのはいつなのか、また、監査結果が出た時点で違法性が確定するものなのでしょうか。お聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 監査委員事務局。

○監査委員事務局長（山本時雄） 監査結果につきましては、住民監査請求の監査の結果、請求人の措置請求に理由があるか否かについて行う監査委員の最終判断となります。

これには、棄却と認容に分類されまして、棄却は、措置請求に理由がないと監査委員が最終判

断したことをいひまして、認容は、措置請求に理由があるとして当該措置請求を認容し、請求人が求めた措置とは限りませんが、何らかの措置を勧告することを監査委員が最終判断したことをいひます。この監査結果等によっては、請求人がその監査結果等に不服があるということで、その場合は住民訴訟を提起いたしまして措置を講ずるよう請求することができます。住民訴訟の対象につきましては、違法な行為または怠る事実に限られてございます。

請求人が監査結果に対しまして不服がなければいいですが、住民訴訟を提起されることがありますので、この場合は司法に委ねられることとなります。必ずしも監査結果で確定するというものではないです。

○議長（杉浦辰夫） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

では、請求人の措置請求の内容に理由がある旨の監査結果が出た場合、市としてはどのような対応を行われるのか、また違法性がないとの判断が下された場合、または監査中における監査対象となっている事務の取扱いはどうにされるのかお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（板倉宏幸） 監査中の事務の取扱いについてでございますが、請求の対象となる行為が違法であると思料に足りる相当な理由があり、市に対する回復困難な損害を避けるために緊急な必要があり、かつ当該行為を停止することによって、人の生命または身体に対する重大な危害の発生の防止、その他公共施設の著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員が執行機関等に対して当該行為を停止すべきことを勧告できるとあります。（訂正後述あり）

執行機関といたしましては、監査委員による事務の停止の勧告がなされない場合は、原則事務を執り行うものとしております。

○議長（杉浦辰夫） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

平成29年2月4日の中日新聞の記事では、高浜市の商工会館移転補償、市民ら「違法」と提訴との見出しで、「商工会館の移転補償費などを市が負担するのは『違法』だとして、住民訴訟を名古屋地裁に起こした」と書かれていました。訴訟となるということは、違法性があるということなのでしょうか。

また、訴訟に発展した場合、住民監査請求をした方と同一人物でなければならないのかお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（板倉宏幸） 先ほどさせていただいた答弁の中で、その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないときを、公共の施設としてしまいましたので、訂正をお願いいたします。

続きまして、先ほどの御質問についてお答えをさせていただきます。

この事例は、監査請求に理由がないとして請求が棄却、監査結果に不服があり、住民訴訟が提起された事例になります。

しかし、裁判になったからといって、直ちに請求のあった行為が違法であるということではございません。住民からは違法性を主張されますが、あくまでそれは原告としての主張であって、違法かどうかは司法である裁判所が最終的に判断することとなります。

また、次に、住民監査の結果を不服として訴訟を行うことができるのは、住民監査請求をした者とされておりますが、複数人で住民監査請求をした場合、全員がしなければならないというものではございません。よって、監査請求をした人数よりも少ない人数で訴訟を行う場合もございます。

○議長（杉浦辰夫） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

次なんです、黒川議員のときに、住民監査請求の年度別の件数を聞こうと思ったんですが、同じなので、こちらは飛ばさせていただきます。

続きまして、先ほど件数は聞いたんですが、それらの住民監査請求の内容をお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 監査委員事務局。

○監査委員事務局長（山本時雄） 件数につきましては、午前中、黒川議員のところで御説明いたしましたように、合計で8件でございます。

その内容といたしましては、これは市のホームページのほうにも詳細は監査結果として載せていただいております。その中に請求人の方の書面等のほうも述べておりますので、細かいところはそちらを見に行ってくださいなのですが、ざっと大まかに言いますと、まず商工会館の移転に伴って支払う補償費等の支出について。それから、高浜小学校等整備事業での契約について。それから、また商工会に対する固定資産税等の適正な課税ということについて。それから、高浜市商工会館の取壊し工事費用の負担。また、弁護人に支払った報酬。それから、勤労青少年ホーム跡地活用事業基本協定書に基づく経費の支払い。それから、高浜市立高取幼稚園及び高取保育園移管事業に伴い実施をされました開発造成工事及び運搬処理協定による負担金の支出についてということで、7件ございます。

あと1件、今、監査中でございますので、まだ監査結果も何も出てございませんが、議員の皆様方には情報提供はしてよということの中で申し上げますと、大山会館の委託、調査費用の支出についてといったようなところが主な内容でございます。

○議長（杉浦辰夫） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

今、お話にもありましたが、議員のほうには、全協等いろいろところで報告をいただいております。そういった確認もさせていただきながら、また続けていきたいと思っております。

では、その後、住民監査請求から訴訟に発展した案件と件数を教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（板倉宏幸） 監査結果が出た7件のうち、住民訴訟が提起されたもの、把握しているものについては4件になります。

案件といたしましては、平成28年度の商工会館移転に伴う移転補償の案件、また平成29年度は、商工会館固定資産税非課税措置についての案件と、同じく29年度商工会館取壊し費用の案件、また令和元年度の青少年ホーム建設発生土処理費用の負担についての案件となります。なお、令和2年7月9日に監査結果が発表された高浜市立高取幼稚園及び高取保育園移管事業に伴い実施される開発造成工事及び運搬処理協定による負担金の支出に係る案件についての住民訴訟への移行については、現在把握してございません。

○議長（杉浦辰夫） 3番、杉康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

では、住民訴訟に移行したものは4件ということなのですが、議会では行政訴訟も報告されていると思います。行政訴訟を含め、訴訟の内容を教えてくださいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（板倉宏幸） 住民訴訟と行政訴訟に分けて申し上げますと、まず住民訴訟では、中央公民館及び商工会館の取壊しに伴い、商工会への物件移転補償費等の支出及び商工会館取壊し費用の負担に関するもの、商工会に対する固定資産税等の課税に関するもの、勤労青少年ホーム跡地活用事業における建設発生土等運搬処理負担金の支出に関するもの、行政訴訟につきましては、情報公開に関するものとして、情報公開審査会への諮問手続に関するもの、中央公民館解体工事の金入り設計書の開示に係るもの、大山会館あり方検討会議の議事録及び配布資料の開示に関するもの、その他、固定資産評価額の決定に関するものとなっております。

なお、商工会への物件移転補償費等の支出及び商工会館取壊し費用の負担に関するもの、固定資産評価額の決定に関するものについては、名古屋高等裁判所にて控訴がされているものとなっております。

○議長（杉浦辰夫） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。本当にたくさんの訴訟がされているということで、実は、最後に言われました高等裁判所に控訴されているものなのですが、この間、名古屋高等裁判所に行ってきました。そこで記録の閲覧をさせていただき、専門家じゃないので内容は分からないんですけども、そういった事実のほうを確認させていただきました。

次に行きます。

初めにも触れましたが、勤労青少年ホーム発生土処理の住民監査請求の新聞報道には、「高浜市の吉岡市長に対し」、ちょっと飛ばして、「業者に支払った工事費2億円余りの返還と、返還

されない場合は市長が代わりに支払うように求めて」とあります。このほかにも新聞報道では、同じ高浜住民自治をめざす会会長より出されたたかとりこども園の土地造成費返還の件、大山会館の調査費に関する住民監査請求でも、それぞれ2,797万2,000円と281万8,800円を同様に業者から返還されない場合、吉岡市長に代わりに支払うように求めたとの新聞報道がありました。

これは、高浜市という意味で吉岡市長に支払いを求めているのか、それとも吉岡初浩氏個人に対して求めているのかお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G（板倉宏幸） 個人としての吉岡市長に請求するよう求めるものでございます。

○議長（杉浦辰夫） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

続いて、行政訴訟についてです。

情報公開に関するものの割合が高いと思います。では、情報公開請求に対する決定について、その決定が不服として訴訟したのであれば、昨年度における情報公開請求の件数と、請求者の人数、またどんな請求が行われているのかお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 行政グループ。

○行政G主幹（久世直子） 令和元年度の公文書の公開請求件数について申し上げます。

令和元年度の公文書の公開請求件数は236件となり、全部公開が89件、部分公開は153件、非公開は37件、不存在は68件、取下げが1件となります。

請求内容につきましては、こども未来部に対する公開請求が全体の70%ほどを占めております。

請求人数は、個人及び法人・団体を含め16者、請求内容は公共施設関連の請求が多数を占めております。

○議長（杉浦辰夫） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

先ほど訴訟の件数の内容について答弁がありました。その中で、名古屋高等裁判所に控訴され、係争中の案件があるとのことでしたが、一審の判決結果をお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 一審の判決は3件出ております。

まず、中央公民館及び商工会館の取壊しに伴うものが2件ございます。1件目が商工会への物件移転補償費の支払いに関するもの。2点目が商工会館の取壊し費用の負担に関するものでございます。3件目といたしましては、固定資産評価額の決定に関するもの。これらが一審名古屋地方裁判所で既に判決が出ているものでございます。

いずれも原告の主張が退けられまして、市の主張が認められております。原告より、恐らく判決内容を不服としてということであろうかと思えますけれども、名古屋高等裁判所に控訴がなさ

れております。

○議長（杉浦辰夫） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

最後の質問というかお願いします。

これらの住民監査請求や訴訟が報道されるたびに、多くの市民は不安や不信を抱く方も見えると思います。現に私も両者に対してどうなっているんだとの市民の声を聞いています。分からないから不安なんです。なので、これらの詳細を広報、ホームページなどを通して、市民に知っていただくことが必要だと考えております。公表について、現在どのように行っているのかお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 訴訟結果の広報等への公表ということでございます。

まず、結論から申し上げますと、現在広報等では公表いたしておりません。

まず、住民監査結果の結果につきましては、これは地方自治法の定めによりまして公表することとされておりますので、市のホームページで公表されております。これについては、どなたも御覧になることができます。

一方で、住民訴訟の判決結果については、特段、地方自治法等で公表等の定めはございません。

こうしたこともありまして、先ほど申し上げました住民訴訟3件の一審（名古屋地方裁判所）の判決結果につきましては、まだ抗争中のということもございまして、特段、市の広報、ホームページ等でお知らせはしていないところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 3番、杉浦康憲議員。

○3番（杉浦康憲） ありがとうございます。

確かに係争中の案件に対して、市の言い分、相手の言い分として途中経過について簡潔に書きづらいこと、その後問題になるおそれがあること、いろいろな事情があることは承知しています。

でも、これこそが市民が知るべきことと考えています。せめて裁判の結果が出た場合は、どのような結果が出たか、どんなことが争われ、どんな結果だったのか、事件の概要や判決の概要など、広報やホームページなどでお知らせすべきだと私は考えます。

最後にもう一度言います。住民監査請求と訴訟、ともに高浜市民に与えられた権利であり、係争中の互いの主張に関して口を挟むつもりはありません。ただ、もちろん誰も望んではいませんが、これらのことで業務の停滞、訴訟を気にして、市民への政策の萎縮を職員さんより感じる場合があります。制度は、住民サービスの向上に結びついてこそです。情報公開力、職員力、そして私たち議員を含めた市民力の向上を願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は14時50分。

午後 2 時44分休憩

午後 2 時50分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、神谷直子議員。一つ、環境問題について。以上、1問についての質問を許します。
2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 2番、神谷直子です。

一つ、環境問題について。議長のお許しをいただきましたので、本日は環境問題について一問一答方式でお聞きしてまいります。

まずは、プラスチック用回収袋の導入についてお聞きいたします。

今年の7月1日からプラスチック製レジ袋の無料配布が廃止となりました。スーパーでは、マイバッグを持つての買物は普通になっていたのですが、大きな変化は感じていません。しかし、コンビニや小売店ではマイバッグを持つ習慣がなかったため、私も含め、コンビニなど利用が多い方にとっては大きな変化だったと思います。今まで何気なくレジ袋をごみとして廃棄していた方の中には、有料で購入したレジ袋を毎回ごみとして処分すれば、もったいないと感じるようになった方もいるのではないのでしょうか。

昨年5月に消費者庁はじめ外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省の9省庁連名でプラスチック資源循環戦略が出されています。この目的は、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するためということです。

その基本原則として3R（リデュース、リユース、リサイクル）、とリニューアブルを推進するとともに、重点戦略としてプラスチック資源を循環させるための「リデュース等の徹底」と「効果的、効率的で持続可能なリサイクル」を掲げています。「分ければ資源、まぜればごみ」の考え方に立って、プラスチック資源については、分かりやすく効果的な分別回収・リサイクルを適正に推進していく必要があります。

このように国が本腰を入れてプラスチック資源の循環体制を構築しようとする中で、高浜市では、以前より各種プラスチック資源の分別回収を行っていますが、まずは昨年度の回収実績を教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（東條光穂） 議員がおっしゃられるとおり、高浜市ではプラスチック資源を発泡スチロール、ペットボトル、そしてプラスチック製容器包装の3種類に分けて、発泡スチロールとプラスチック製容器包装は月に4回、ペットボトルは月に2回、回収しております。

昨年度、家庭から排出されたプラスチック資源の回収実績ですが、発泡スチロールが約2トン、

ペットボトルが約83トン、プラスチック製容器包装が約170トンでした。3種類の資源を合計すると約255トンになります。一昨年が約251トンでしたので、4トンほどプラスチック資源の回収量が増えておることになります。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

約255トンもプラスチック資源がリサイクルされているのですね。しかし、まだこれ以外にも、ごみとして捨てられている分もかなりの量があるのではないのでしょうか。

255トンものプラスチック資源といっても分かりにくいかもしれません。市民1人当たりになると、年間で約5キロ、1日当たりになると約14グラムとなり、大きめのレジ袋2枚分ぐらいの重さになります。今後、レジ袋の使用が少なくなれば、プラスチックごみが減ってくるようになります。

今年の7月21日の報道で、政府が文具やおもちゃといったプラスチック製品を資源ごみとして分別回収する方針を固めたとありました。報道内容によると、今までリサイクルされていなかったプラスチック製品も含めて、プラスチック資源として回収するということです。高浜市では、プラスチック製のおもちゃやバケツなどは不燃ごみとして出していました。これがプラスチック資源となれば、処分するごみが減って、リサイクルされる資源が増えることになります。今回の報道を受けて検討していることがあれば教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 現在、国のプラスチック資源循環戦略に基づいて経済産業省と環境省の合同委員会が定期的開催され、具体的な施策が検討されております。7月21日に開催された第4回目の合同会議においては、家庭から出るプラスチックごみ全般を、新しい区分であるプラスチック資源として2022年度から一括回収する方針であることが明らかになりました。

現段階では、国から正式な通知が届いているわけではありませんので詳細は分かりませんが、補助金の交付についても検討されているようで、今後も国の動向をしっかりと注視しながら、市として遅滞なく対応できるよう準備を進めてまいります。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ぜひお願いいたします。また、市民への早めの通知・広報活動も併せてお願いいたします。

さて、今までは不燃ごみとして出していたおもちゃやバケツなどの硬質プラスチック類もプラスチック資源として出せるようになると、プラスチック資源の量が増えることが予想されます。

高浜市では、現在、月に4回プラスチック類の回収を実施していますが、決まった時間に分別拠点に行くことが難しいという声も聞こえてきます。例えば保育士さんや看護師さん、24時間勤務の消防士さんや警察官の方、あるいは遠方まで勤務されている方や夜勤の方など、早朝の時間

帯がどうしても折り合わない方がお見えになります。加えて、コロナウイルスの感染予防の観点から、市役所でも実施されていると伺っておりますが、時差勤務を行う会社も増えています。せっかくプラスチック資源を分別したにもかかわらず、分別収集拠点に行けないからという理由で可燃ごみとして排出される方もお見えになるのではないのでしょうか。

近隣市の様子を見ると、プラスチック製容器包装専用の指定袋制を導入し、ごみステーションに搬出できるようにしているところがあります。ふだん可燃ごみを搬出するごみステーションに分別したプラスチック製容器包装を出せるようになれば、どうしても分別収集拠点に行けない市民の方であっても、リサイクルに協力できるようになりますし、可燃ごみの量を減らすこともできます。今後、高浜市において、プラスチック製容器包装の指定袋制を導入する考えはございませんでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） 時間が折り合わずに地元の分別収集拠点を利用できず、プラスチック製容器包装を可燃ごみとして捨ててしまうという声は伺っております。御提案のありましたプラスチック製容器包装の指定袋制につきましては、近隣では、安城市、刈谷市、知立市、西尾市が導入をしておりますので、本市におきましても、新しい生活様式を意識しつつ、導入に向けた検討を始めてまいりたいと考えております。

しかしながら、指定袋は有料になりますので、市民の皆さんの負担が増えてしまうことも考慮し、慎重に検討を進めてまいります。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） プラスチック製容器包装の指定袋制の検討を始められるということでしたが、やはり指定袋が有料になるというのは避けられないことでしょうか。可燃ごみ用指定袋が有料というのは、ごみ処理経費がかかるということで納得できますが、プラスチック製容器包装の指定袋はリサイクルのための指定袋です。指定袋が無料になれば、リサイクルしようという気持ちにもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） 議員おっしゃられますように、プラスチック製容器包装指定袋は、リサイクルするための指定袋となりますので無料にするという選択肢もあります。ただ、無料にすることによって、可燃ごみを入れてステーションに出されてしまうことも考えられるため、慎重に検討していく必要があると考えております。

また、仮にプラスチック製容器包装指定袋を導入したとしても、今までどおり分別収集拠点は継続をしておりますので、有料の指定袋の購入をためられる方、あるいは大きい発泡スチロールですとかプリンターなどをリサイクルされるような方は、従来の分別収集拠点に直接お持ちいただければと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） そういえば、可燃ごみ袋が有料になりまして、ごみの減量は進んだのでしょうか。数字を教えてください。新型コロナウイルスの影響でごみが増えているとは思いますが、そもそもこの質問をしようと思ったきっかけが、ステイホームでプラスチック包装のごみが増えたことがきっかけとなっています。ぜひ数字を教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 令和元年7月1日から可燃ごみ用指定袋の有料化が始まりました。家庭から排出されるごみは、可燃ごみステーションに出されるごみと、クリーンセンターへ直接搬入されるごみがあります。ステーションに搬出されたごみの量を比較しますと、ごみ袋が有料になった以降、減少傾向にはありますが、クリーンセンターへ直接搬出されたごみの量につきましては、11月20日にクリーンセンターの火災が発生し、ごみの受入れが中止となってしまったため、正確な数字を把握できておりません。よって、ごみの減量が進んだかどうかにつきましては、8月24日にクリーンセンターの再開が始まりましたので、その経過した後の状況を確認することと考えております。

また、新型コロナウイルスの感染症が流行し始めた今年3月以降につきましては、人との接触を減らすため、外出の自粛要請に加えて、飲食は持ち帰りや宅配の利用が新しい生活様式として定着し始めており、先ほどからの答弁にありますようプラスチック製指定袋の導入は、可燃ごみの中からプラスチック製ごみを分離する手段としても有効と考えております。

○議長（杉浦辰夫） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 先ほどプラスチック製容器包装の指定袋製の質問がございました。ちょっと最近分かったことで、一つ申し上げておきます。

行政が無料で袋を配布する場合は、植物由来のリサイクル袋でなければ無料で配布できないということが分かりましたので、その辺の経費のところも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ぜひよろしく願いいたします。そうですね、市民の方々の利便性とごみの減量、リサイクルにつなげて行ってほしいと願っています。

続いて、可燃ごみ袋の極小サイズの導入についてお聞きいたします。

先日、ママ友と話していて、子供が独立して夫婦二人になったら、ごみが減ったので、小より小さい袋が欲しいという話や、マイバッグを忘れて買物に行ったときに極小の指定袋があれば、レジ袋ではなく極小の指定袋を購入するのにと声を聞きました。

プラスチック資源のリサイクルが進めば、さらに可燃ごみが減ることも考えられ、小より小さいサイズの袋の需要も出てくるのではないのでしょうか。1枚3円でレジ袋を購入するなら、今の指定袋より小さいサイズの指定袋を作って、例えば1枚5円でレジ袋として販売すればよいので

はないかと思いますが、今より小さい袋を作るお考えはありませんでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 市民部長。

○市民部長（磯村和志） 可燃用指定袋の極小サイズをレジ袋として使用してはどうかという御意見ですけれども、ごみの搬出が少ない家庭からは、小のサイズの袋であっても、なかなかいっぱいにならない。ただ、生ごみもあるので、少しもったいないけれども、毎回ステーションに出しているという声もあります。また、分別収集やリサイクルがさらに進めば、可燃ごみが一層減ることも想定されます。

ただし、レジ袋の代わりに極小サイズの指定袋を販売するためには、小売店さんの協力が必要になってまいりますし、袋の種類が増えればコストが増えるということになります。

しかし、一方で、ごみの減量化、リサイクルの推進につながる取組でありますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 極小の可燃用指定袋については、レジ袋の有効利用、ごみの減量化につながる取組だと思っています。近くでは、名古屋市がその取組をしていますし、埼玉県北本市は、ごみにならないレジ袋として北本市指定レジ袋を作成し、販売を行っています。この指定レジ袋は、可燃ごみの指定袋として再利用できるため、レジ袋のポイ捨て防止や店舗のごみ箱の利用削減にもつながるのではないかと期待されています。

また、千葉市内のイオン7店舗では、お会計の際に、通常のレジ袋に加えて5種類の指定可燃ごみ袋から好きな袋を選択して購入できる実証実験を実施しています。

こういった取組は、全国にある幾つかの自治体が実施しています。ぜひ高浜市においても導入に向けた検討をお願いいたします。

次に、ごみの区分についてお聞きいたします。

現在、高浜市では、瓶は5種類に分別することになっています。一升瓶やビール瓶といった生き瓶として1分別、無色、茶色、黒色、その他の色の色別に4分別、合わせて5種類に分けています。

生き瓶は、洗ってリターナブル瓶として何度も使えますが、そのほかの色瓶は、ワンウェイ瓶と呼ばれ、リサイクルは粉々にして違うものに作り変えると聞いたことがあります。

高浜市は、ワンウェイ瓶を色ごとに4種類に分けていますが、リサイクル方法が進化していますので、5種類ではなく、もう少しまとめてもいいのではないかと思います。分別区分について見直す考えはございませんか。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G（田中秀彦） 瓶に限らず、資源ごみのリサイクル方法は進化しており、ワンウェイ瓶は色別に分別しなくてもリサイクルできる方法があります。分別方法がシンプルになればリ

サイクルの推進につながる取組でございますので、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） よく分別拠点で、これは何色だろうねと迷っている方を見かけます。シンプルな分別区分になれば色で悩むこともなくなりますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

また、分別収集拠点にあるかごととに取付けるアルミプレートには、番号の数字のほか、日本語、英語、ポルトガル語、ベトナム語の4か国語で表示されていますが、理解ができずにボックスの前で迷っている姿を見かけることもあります。こちらイラストを使った表記にすれば、子供や外国の方にも分かりやすいと思います。どうお考えですか。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（東條光穂） アルミプレートの表記についてですが、現在は番号と4か国語で表記されておりますが、これは市民の皆さんにお配りしている「ごみ分別便利帳」の表記と合わせております。そちらの「ごみ分別便利帳」の中には、イラストも使って分かりやすい表示をしてあります。

御提案のありましたアルミプレートへのイラストの表示についてですが、アルミプレートのサイズの問題もありますので、今後、分別区分を変更する機会にイラストの導入も含め検討していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） イラストはユニバーサルデザインの一つですので、ぜひアルミプレートへの表示を検討していただきたいと思っております。

最後に、分別収集ボックスにはいろいろな大きさのものがあり、立ち当番の方が誤って並べられている光景を目にすることがあります。

瓶は、重いから小さいボックスで、不燃ごみは大きいものが出るため一番大きいボックスなど、理由があると思いますが、ボックスを色分けしていただければ、間違えることも少なくなると考えられます。こちらも予算が伴いますので、すぐには難しいかと思っております。であるならば、さきにも申しましたが、瓶は重くて回収するのに小さいボックスじゃないと1人で持ち上げるのが困難ですので、この大きさのボックスになるんだよというように、まずはボックスの大きさを分けている理由を市民の皆さんに周知していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 経済環境グループ。

○経済環境G主幹（東條光穂） 議員がおっしゃられるように、ボックスを間違えて設置しているケースがあることは、回収業者からの報告もあり承知をしております。ボックス自体に文字で表示してありますが、使っているうちに消えてしまっているという状況です。今後、広報や市民の皆さんへお配りしている「ごみ分別便利帳」を活用して、ボックスの周知に努めてまいりたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） ありがとうございます。

先日、この「資源ごみ識別コンテナに穴」という題で中日新聞に記事が載っておりました。これは、安城市がリサイクルボックスでけがをした目の不自由な方の意見に耳を傾け、また目の不自由な方だけでなく、健常者の方でもこの分別ボックスに迷われる方が多いので、穴を空ける工夫をしたというものです。どのような方法でも構わないと思いますが、御参考までにお伝えしておきます。

また、安城市では、ごみ減量PRキャラクター「環境戦隊サルビアン」も助っ人としてお見えになるようです。たしか高浜市にも「エコたん」というキャラクターがあったと記憶しています。

本日は、環境行政について、特にごみ問題についていろいろとお聞きしました。市役所が作成している「ごみ分別便利帳」には、ごみを減らすための7つの柱が記載され、その1番目に「資源化できるものは、ごみにしません」とあります。本日質問させていただきましたプラスチック用回収袋や極小サイズの可燃ごみ袋の導入は、ごみの減量やリサイクルの推進につながるものであり、ぜひとも前向きに御検討いただけたらと思います。

ごみ問題は、高浜市だけでなく、地球規模で考えていく必要があります。先日も一般質問でSDGsのことを質問させていただきましたが、地球規模の問題でも一人一人の意識を変えるだけで循環型の社会を構築することが可能になります。行政として今後も3Rの推進をはじめ、市民の皆様にとって分かりやすい資源回収に努めていただきたいと思います。

そして、このごみ問題と関係あるのが、自治会、町内会のごみ回収拠点です。いろいろな町内会で様々な取組が行われています。そして、ごみの回収拠点での立ち当番は、メリットもデメリットもあります。

メリットとしては、私も回収拠点を回らせていただいておりますが、町内会の方から直接いろんな御意見をお聞きできるのは一つのメリットだと思います。そして、市長の姿も時々お見かけします。市民の方が直接市長にお話しするよい機会にもなっていますし、実際に市長さんとうやうや話ができるのはうれしいなどのお声も聞いています。また、町内のコミュニケーションを図る上でも、1時間ほどの時間ですので、いろんな話に花が咲いているのも見かけます。

また、デメリットとしては、町内会をやめる理由の一つに、立ち当番が煩わしいという声も聞こえてきます。この立ち当番は、課題もあるのですが、今のところ、よい案を私も提案できずにおります。ですが、皆で課題を共有し、解決に向けていろいろ模索していただきたいということを申し述べ、環境問題についての一般質問を終えさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は15時25分。

午後3時15分休憩

午後 3 時25分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1 番、荒川義孝議員。一つ、第 6 次高浜市総合計画の進行管理と第 7 次高浜市総合計画の考え方及び策定プロセスについて。一つ、高浜市生涯学習基本計画における拠点施設について。以上、2 問についての質問を許します。

1 番、荒川義孝議員。

○1 番（荒川義孝） それでは、お願いいたします。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、質問をお願いいたします。

平成23年 8 月 1 日に改正地方自治法が施行され、地方自治法第 2 条第 4 項の規定が削除され、基本構想を策定するか否かは、市町村の判断に委ねられることになりました。

市町村基本構想の策定義務がなくなった後、策定を取りやめる自治体も出てきている中、本市は自治基本条例において基本構想、基本計画、アクションプランの体系をしっかりと明記し、法改正後も変わりなく策定作業を進められております。

そこで、第 6 次高浜市総合計画の進行管理と次期計画となる第 7 次高浜市総合計画の考え方及び策定プロセスについてお聞きします。

まず、第 6 次総合計画についてですが、全体が11年間の計画という中で、現在は後期基本計画の 4 年間の半分余りが経過し、後期基本計画も残すところあと 1 年半となりました。

そこで、後期基本計画に掲げる 4 つの基本目標の現在までの進捗状況についてお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今お尋ねをいただきました、第 6 次の高浜市の総合計画の後期の基本計画、これは2018年から2021年というこの 4 年間、おっしゃいましたとおり、あと残すところ 1 年半という状況になっております。

お尋ねがありました 4 つの基本目標の現在の進捗状況ということでございますが、毎年度、進捗管理のために実施しております市民意識調査の結果から判断いたしますと、目標の 1 から目標の 4 まで11の指標がございます。その時々で指標の評価に若干増減がありますが、9 つの指標で 5 割以上、うち 6 つの指標では 6 割以上といった結果になっており、市民の皆様にはよい評価をいただいているのではないのかなというふうに思っております。

しかしながら、産業の分野においては、よいという評価をいただいている方が約 3 割程度にとどまっておりますので、その進捗等を踏まえて少し課題があるのかなというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 1 番、荒川義孝議員。

○1 番（荒川義孝） ありがとうございます。

今の御答弁にもございましたように、市民意識調査については毎年度実施されて、今年度は7月に調査結果が公表されておりますが、その結果から、計画を遂行するに当たり今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けたと考えられるものはあるでしょうか。

総合計画に掲げる11の個別目標のうち、特にどの目標が影響を受けたか、把握、分析しているかをお伺いします。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 市民意識調査のほうから分析をいたしますと、個別目標の進捗をはかる11の指標のうち、4つの指標が前年度より評価が下がっておるという結果でございます。それを申し上げますと、「協働」という部門、それから「産業」、「防災・防犯」、「健康」の4分野でございます。

これは、市民の意識調査の中で、新型コロナウイルスの感染症に対する不安の表れなのかなというふうに分析をしております。市民意識調査を実施しましたのが、4月9日から5月8日の間ということで、この時期は全国の都道府県に対して緊急事態宣言が発出されておった時期でございますので、そこと重なっておるということから、活動自粛や休業要請など、そういった関わりが大きい分野、4分野ですね、その影響が出たのではないのかなというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。よく分かりました。

新型コロナウイルス感染症の影響は、まだまだ続くと思います。そうしたウィズコロナの社会の中で、残り1年半で11の個別目標を達成していくためには、どのように取り組んでいくのかお伺いします。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） コロナウイルスの感染症の影響を受けまして、本市が今までに培ってきた、市民の皆様と膝を交えて、一緒に汗を流して取り組んでいくまちづくりのあり方も、この関係で新しい生活様式に則した形で変化をしていかなければならないという状況でございます。新型コロナウイルス感染症対策のためにできないではなくて、ウィズコロナという中で、どうしたらできるのかという方法を考えていかなければなりません。

総合計画推進委員会による進行管理や、部長の実行宣言による進捗状況の管理を徹底いたしまして、計画の残期間である中で目標の達成をしっかりと目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

では次に、第7次高浜市総合計画についてお伺いします。

現在、市民の暮らしを取り巻く環境は、非常に速いスピードで変化をしております。少子高齢

化の進展やICT技術の急激な進歩、非常に混沌とした政治経済状況であり、先の読みにくい時代であると言われております。

高浜市においても、多文化共生社会の対応や公共施設の老朽化問題、自然災害の多発や新型コロナウイルスなど、第6次総合計画策定時には検討していなかった課題も発生しております。同様に、今は課題として認識されていないようことが、5年、10年後には喫緊の課題として対応していかなければならなりません。そのような状況が今後ますます起きてくると思います。

このような時代にこそ、将来、高浜市が目指すべき方向をしっかりと市民の皆さんに示していく必要があると考えます。令和2年度の当初予算でも、第7次総合計画の策定に関する予算が計上され、既に職員プロジェクトを立ち上げるなど、第7次総合計画の策定に向けて動き出しているとお聞きしております。

そこで、第7次総合計画は新しい時代の高浜市をどのようにつくっていかようとしているのか、そういった観点から何点か質問をさせていただきます。

策定するに当たりまして、組織体制、方法についてお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず、策定体制でございますが、庁内組織といたしましては、各部署長により構成される総合計画策定委員会及び各グループリーダーや中堅職員で構成をされます総合計画策定プロジェクト、こちらを組織していきたいと考えております。策定プロジェクトにおいて、新計画に盛り込む具体的な施策等を作成し、策定委員会では、策定プロジェクトが作成した計画内容の審議を行っていく予定をしております。

また、市民の皆様の声を計画に反映すべく、有識者や各種団体の代表者などで構成を予定しております総合計画審議会を設置いたしまして、市長の諮問を受け、新計画を審議し、答申いただく予定をしております。加えて、参画していただく市民により、新計画の内容に対するアイデアや意見具申を行うとともに、計画内容の施行的実施や推進をしていく組織体として、高浜市の未来を描く市民会議、まだこれは仮称ですが、そういったものを立ち上げ、計画の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

次に、現在のコロナ禍において、御答弁にありますように、多くの市民の方から御意見をいただくための市民会議の開催は難しいと考えますが、そうした総合計画の策定に係る新型コロナウイルス感染症の影響についてお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 市民会議の開催をはじめとした総合計画策定に係る新型コロナウイルスの影響でございますが、議員言われますように、多くの方にお集まりいただき意見交換をす

ることができないという部分で、当初は8月から市民会議のほう、スタートを予定しておりました。そのスタートを現在、延期せざるを得ない状況となっております。

また、総合計画の策定に当たり、今後の高浜市及び社会全体を取り巻く環境、課題、取組も、ウィズコロナ、アフターコロナというところを踏まえまして将来見通しを立てて検討していかないといけないという状況であります。そのため、当初の予定より、正直なところ策定準備が遅れておまして、さらには多くの市民を集めての意見交換も難しいというような状況がございます。

そうした状況を踏まえ、事務局としましては、第7次総合計画の策定期間の1年間の延期が必要であると、現在考えてございます。

○議長（杉浦辰夫） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

計画の策定期間を1年延期したいという考えの御答弁がありました。それでは現行の第6次総合計画についてはどのようになりますか。また、基本目標の修正はありますか。2021年度までのロードマップを2022年度までちりばめて実施していくということによろしいのか。そして、どのように進捗を図るのかについてお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 第7次総合計画の策定期間を1年間延期した場合、現行の第6次総合計画につきましては、基本目標の修正等はせず、1年間計画期間を延長するものとしたと考えてございます。

また、基本目標及び個別目標にひもづくアクションプランについても1年間の延長というような考えでございますが、それぞれが掲げる指標につきましては単に延長ということではなく、所要の経年補正等を行い、必要に応じて修正を行うなどの意識を持って取り組んでいく必要があると考えてございます。

現行の計画、アクションプランの延長に伴う修正や進捗管理等については、今後、総合計画推進会議にお諮りし、御意見をいただく中で決定してまいりたいと考えてございます。

○議長（杉浦辰夫） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） よく分かりました。

先行き不透明な状況でございますが、計画期間を延長した場合に、2022年度までに達成し切らない目標についてはどのように考えていかれますか。

また、そうした達成し切らない目標、つまり第6次総合計画の積み残しなども踏まえ、第7次総合計画では基本構想にどのようなビジョンや価値観を打ち出すのかお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 第6次の高浜市総合計画に掲げる目標につきましては、先ほども申し上げましたけれども、その達成に向けて着実に進行管理をしてまいります。

そして、御質問にあります第7次の高浜市総合計画の基本構想、どのようなビジョンや価値観でという点についてでございますが、今後、第6次総合計画の施策動向や振り返りなど分析を踏まえまして、各種の協議の場においてその部分をしっかりと検討していく予定をいたしております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

第7次総合計画における基本構想のビジョンや価値観については今後協議していくということでしたが、新たな方向性を打ち出す手段として、当初予算に計上されていましたが、人工知能を活用した未来シミュレーションというものを取り入れていくようにお聞きしております。予定ではそろそろ結果が出てくることと思いますが、そのあたりの状況と、総合計画の策定にどう生かしていくのかお伺いします。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 御質問にもありましたように、人工知能を活用した未来シミュレーションにつきましては、総合計画策定に当たり、将来展望や各種の取組を検討していく上での参考にしてまいりたいと考えております。

こちらは昨年度末に、比較的若手ですが職員のプロジェクトにおいて選定した、将来に影響を与えると思われるキーワードをみんなで出し合いましたその数が約370項目ぐらいになっているんですけども、その370のキーワードの相関関係と、数値データのあるものはその実績をシステムに入力をしまして、大体2万とおりの高浜市の未来のシナリオを人工知能によってシミュレーションをしております。そこで似通ったシナリオを大別していきまして、6つのシミュレーションシナリオを今、作成をしているというような状況になっております。

それぞれのシナリオがどの時点で分岐をするのか、その要因は何なのか。また、高浜市として最適なシナリオはどんなシナリオになって、そうなるためにはどのような取組が、どのようなキーワードが重要になってくるのかといった結果を現在、詰めておりますので、その結果につきましては10月中に報告ができればと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

第7次総合計画を今後策定していく上で、新たにに取り組むべき諸課題について、現状でよいので、想定されることがありましたらお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 第7次総合計画につきまして具体的な施策や取組については、まだまだこれから検討段階となりますので、具体的に申し上げることはできませんが、現状、明らかな3つの視点を申し上げると、1点目は、ウィズコロナ、アフターコロナという社会環境の中で

各種施策に取り組んでいくこととなりますので、必然的に従来とは取組方が変わってくると想定をしております。2点目は、6月議会の一般質問でもございましたが、SDGsという概念も、第7次総合計画には加味していく必要があると考えております。3点目としましては、計画の進行管理については、よりデータを活用した客観的な分析ができ、かつより簡便な仕組みとなるよう検討していかなければならないと考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び関連計画を少しお伺いしたかったのですが、少しまとめに入らせていただきます。

これまでる質問をさせていただき、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の策定スケジュールどおりに進んでいない状況がよく分かりました。

そうした状況も踏まえまして、最後の質問になりますが、今後、第7次総合計画の策定に係るスケジュールについてお伺いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 企画部長。

○企画部長（深谷直弘） 今、今後のスケジュールということで御質問をいただきました。計画策定期間を1年間延期するという前提の中でお答えさせていただきます。

令和2年度中には、計画策定に向けた基本方針の策定及び基本構想部分の策定に係る情報、資料の収集など、行政の内部で作業を行ってまいります。

年が明けた令和3年から、新型コロナウイルス感染症の状況を注視いたしまして、市民の皆様を交えた意見交換、検討を具体的に行ってまいりたいと考えております。

そして、令和3年度中に素案を策定いたしまして、令和4年の初めには、素案の発表会や地域への説明会、そういったものを開催し、その最終調整を行いまして、令和4年の9月議会頃には議案としてお諮りをしたいなというふうに考えております。

以上、申し上げましたことから、第7次の高浜市総合計画の時期の延長について、すなわち第6次総合計画の計画期間の1年間延長するということについては、これは12月の議会に議案として上程をさせていただけたらというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） どうもありがとうございました。第6次総合計画の成果をしっかりと御検証いただき、第7次総合計画の策定につなげていただきたいと思います。

総合計画は、みんなで高浜市をつくっていくための設計図であります。高浜市のこれまでのまちづくりは、市民の皆様との協働で作り上げてきた、その根底の部分を大切にさせていただくとともに、策定を通じて、高浜市のまちづくりの未来を担っていく人材を育ててほしいと思

います。

総合計画の関連計画として、生涯学習基本構想を策定してみえます。総合計画における人づくりにフォーカスした計画であると思います。地域交流拠点施設である「たかびあ」が1月4日より2期一般利用が開始されます。

そこで、生涯学習基本計画における拠点施設のあり方についてお聞きしていきます。

生涯学習基本計画は、総合計画との整合性が高い計画であります。総合計画同様に、1年の延長の考えはあるのかお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 本市の最上位計画であります。第7次総合計画の策定に合わせてまいりたいと考えております。総合計画のほうが1年延長するということでございましたら、生涯学習構想基本計画におきましても1年延長するという予定をしております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

それでは、高浜小学校を公共施設のあり方のモデルとして、公民館や体育センター機能などの複合化や集約化を進め、地域のコミュニティーの拠点として記載されていますが、学校に様々な機能を複合化、集約化した理由は何でしょうか。

また、この複合施設は、生涯学習の核となる施設という理解でよろしいか、教えてください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） まず、高浜小学校に様々な機能を複合化、集約化している理由でございますが、社会情勢の変化によって施設が果たす役割や利用形態は変わってまいります。また、今後の人口動態や財政状況を考えた場合、全ての施設を従前と同様に維持し続けることは困難であります。

こうした点を踏まえまして、施設の大規模改修や建て替えなどの更新時期に合わせ、必ず必要な施設である学校に、市民の皆さんにとって必要な機能を集約することにより、できる限りサービスを維持し続けていくことができる、また、複合化により単独機能の施設になかった新たな効果が期待できるという考えによるものでございます。

高浜市地域交流施設の設置及び管理に関する条例では、第1条、設置目的として、子供から高齢者まで多様な市民が集い、市民の連帯感の高揚を図るとともに、学び、文化、スポーツ、生きがいづくり及び子育て・子育てを支える環境の創出を目指すために設置するとうたわれております。

学校体育館でありますメインアリーナや特別教室の市民利用、児童センターの設置も含め、ホール機能やスポーツ機能、子育て支援機能、集会機能や防災機能など、本来の幅広い生涯学習の機能を備えた施設であるというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 1 番、荒川義孝議員。

○1 番（荒川義孝） どうもありがとうございました。生涯学習だけにとどまらず、幅広い機能ということで、全体的に生涯学習と大きな意味で捉えて施設整備のほうをよろしくお願いいたします。

メインアリーナ、サブアリーナ、児童センターなどがオープンいたしますが、多様な形で学びの成果や知識、技能、経験等を生かせる発表の場づくり、あるいはライフスタイルやライフステージに応じたプログラムの企画、創出について、たかぴあをどう活用していくのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） まず、たかぴあの運営に当たりましては、たかはまスポーツクラブ、あかおにどん、くりっくといった市民団体の方々が関わっていただいております。運営を通じて市民の皆さんが培ってきた知恵や特技、経験などを発揮していただいております。

発表の場の一例といたしましては、例えば、ひなまつりの時期に、ものづくり工房あかおにどんで制作されました木工のひな人形がエントランスに展示され、活動PRなどが行われておりました。

ライフステージ等に応じたプログラムの企画、創出という点では、現在実施しているIT工房くりっくにおける高齢者向けのパソコン教室のほか、来年1月からはメインアリーナやサブアリーナを活用して、世代等に応じたスポーツ教室の開催なども始まる予定でございます。

このほか、本市の成人式について、新成人となる方々が実行委員会を組織して、自らが内容を企画して運営をするという方法を取っておりますが、今年度の成人式につきましては、メインアリーナを活用して実施していきたいという方向で検討が進んでいるところでございます。

○議長（杉浦辰夫） 1 番、荒川義孝議員。

○1 番（荒川義孝） ありがとうございます。

では、様々な事業や行事、活動を通じて、「自分たちのまちは自分たちでつくる」を高める機会を創出していきますとありますが、たかぴあをはじめとする拠点施設の役割についてどのように考えるかを教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 文化スポーツグループ。

○文化スポーツG（鈴木明美） 生涯学習は「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」を基本的な考えとしておりまして、公共施設はもとより、家庭や学校、地域、職場、店舗など多種多様な場で、それからまた、行政だけではなく、市民の皆さん、団体、事業者など、多様な主体による学び合いの機会が設けられることによって、人と人とのつながりが生まれ、活動の輪が広がっていくものと考えております。

本市では「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」をまちづくりのキャッチ

フレーズとし、小学校区を基盤として、まちづくり協議会や公民館活動、PTA、子供会、いきいきクラブなど様々な市民活動が行われておりますが、このたかぴあについては、まさに「大家族たかはま」を具現化する施設であるというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） ありがとうございます。

では最後に、今後、かわら美術館、図書館、複合、集約化が計画される学校等について、生涯学習計画においてどのように位置づけられているか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 今後の生涯学習計画における位置づけということで、この御質問でございます。

かわら美術館につきましては、先人たちから受け継いできた文化を守り、将来へ伝えていく場として、あるいは高浜市の魅力や自慢を受発信する場として、さらに市民の知的好奇心や創造意欲を高め、文化・芸術、生涯学習、産業・観光、まちづくりなど、市民の皆様の様々な活動を下支えする場を目指してまいりたいと考えております。

また、図書館につきましては、これまで培ってきた子供に特化した図書館という強みを生かしつつ、貸出機能重視から市民の皆様の知りたい、行動したいといった相談・支援機能を重視し、さらに市民活動の場につなげていくことを目指してまいりたいと考えております。

複合化、集約化が計画される学校等につきましては、本市の最上位計画であります第7次総合計画の策定を踏まえ、見直しを図っていくとともに、公共施設総合管理計画との整合性を図りながら、各施設の今後のあり方について定めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（杉浦辰夫） 1番、荒川義孝議員。

○1番（荒川義孝） どうもありがとうございます。

生涯学習基本計画に掲げる学びの資源を有効活用しようという目標の中、生涯学習、文化・スポーツ施設が複合化、集約化といった再編が進んでいくことと思いますが、その利点を十分に生かし、利用者の視点に立った学習の場、交流の場の構築を切に願うところであります。

最後に、基本計画に記載されている先人、松下幸之助氏の言葉、「塩の辛さ、砂糖の甘さは学問では理解できない。だが、なめてみればすぐ分かる」と記載されています。これは、まさに生涯学習の心髄だと思います。そんなことを実感できる生涯学習の拠点づくりを進めていただけるようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 暫時休憩いたします。再開は16時。

午後3時51分休憩

午後4時00分再開

○議長（杉浦辰夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、柳沢英希議員。一つ、教育行政について。以上、1問についての質問を許します。

9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして教育行政について質問をさせていただきたいと思えます。

道徳の教科化が、小学校が2018年から、中学校では2019年からスタートしました。

道徳とは、人だけではなく自然を含めた社会の中で人間が生きていく上で、老若男女関係なく常に考え、そして生涯学び続けていく必要があるものだと自分は思っております。

道徳について細々としたことや具体例を挙げますと、あまりにも幅が広がってしまいますので、持ち時間の少ない今回は避けたいと思えます。

皆様も道徳について日々考える機会が多いと思えます。昨今では、ネットやSNSへの書き込みや自動車の運転時のマナーといった点でも考えさせられるようになってきました。そういったこともあり、今回は義務教育の下で教科化された道徳教育について、高浜市の教育の現場ではどういった目的で、どのように道徳の学習が行われていて、どのような効果や結果を導き出そうとしてくださっているのかなどを伺いたいと思えます。

では初めに、道徳とはどういったことの学習であると高浜市教育委員会では考えてみえるのか、教えていただけたらと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） 道徳は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことの学習でございます。

教育委員会といたしましては、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的、多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、新しい時代をよりよく生きる力であります道徳的判断力、心情、実践意欲などを育てていきたいと考えております。

○議長（杉浦辰夫） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

それでは、小学校、中学校において教科化された道徳の授業であります。年間どのくらいの時間、授業が実施されているのか、他の教科や別の授業の振り替え先になったりはしていないかも含めて教えていただけたらと思えます。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 高浜市におきましては教科化される前から、学校教育法施行規則の附則に示されている小学校第1学年が年間34時間、第2学年から中学校第3学年までが年間35時間となっておりますが、こちらを確実に実施をしておるところです。教科化されても、この時間数に変更はありません。

教育委員会では、教職員に年間授業時数を満たすよう、計画的な実施を依頼しています。また、実施した授業時数を記す週案というものを個々の教員が作成しているんですけども、そちらのほうを学校訪問において点検をさせていただき、道徳も含めた授業の実施状況を把握し、必要に応じて指導を実施しているところでもあります。ですので、他の教科に振り替えたりというようなことはございません。

○議長（杉浦辰夫） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。週に1回は授業が実施されているのかなというように感じています。

では、道徳について学年ごとに設定されている目標、こういった内容の道徳教育が行われているのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容項目を4つの視点から、「第1学年及び第2学年」、「第3学年及び第4学年」、「第5学年及び第6学年」、そして「中学校」、この学年段階に分けて行っています。4つの視点とは、「主として自分自身に関すること」、「主として人との関わりに関すること」、「主として集団や社会との関わりに関すること」、「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」、この4つになります。

この4つの視点の内容は、相互に深い関連を持っています。各学年段階において関連を考慮して指導することが、より深い理解につながっていきます。4つの視点の内容の関連を考慮しながら、学校ごとに全体計画を作成し、それを基にして全ての内容項目について適切に指導をしているところでもあります。

○議長（杉浦辰夫） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。個のことから幅を広げながら学習を進めていってくださっているということが分かりました。

では、国語や算数、数学、理科、社会、英語などとは違いまして、答えが1つではないということもあり、評価をするということが難しい面もあるとは思いますが、評価の仕方というのは実際どのように行われているのか教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 評価についてではありますが、学習活動において、児童・生徒がより多面的、多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているのか、そういう点を重視しております。他の児童・生徒との比較による評価ではなく、児童・生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、1人1人のよさや可能性、進歩の状況について評価を行っております。

よって、他教科のように数値で評価するのではなく、記述による評価となっております。実際の方法は、学習活動中における児童・生徒の発言や記述、教師や他の児童・生徒の発言に聞き入ったり、考えを深めようとしたりする姿に着目をして評価をしています。

また、1時間単位の授業だけではなく、継続的に見取って評価をしております。そして、評価を学年末に保護者に伝えることで、児童・生徒のさらなる成長を促すとともに、教員自らの指導の改善に努めています。

○議長（杉浦辰夫） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。教科化前では、道徳のような答えが1つとは限らない、そういった授業でどのように評価していくのかと、そういった議論も世間ではありましたが、周りとの比較ではなくて、個人の成長との比較をするということは、児童・生徒に気づきのきっかけをつくるだけではなくて、先生方も児童・生徒と向き合う機会が増えたのではないのかなというふうに思います。

それでは、教科化前、教科化後、児童・生徒の中に変化や気づきというのはどのくらいあるのでしょうか。もしありましたら、教えていただけたらと思います。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 教科化前においても、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことに変わりはなく、しっかりと取り組んでおりますが、ただ、指導が読み物教材の登場人物の心情理解に偏ったり、あるいは分かり切ったことを言わせたり書かせたりする指導に終始しがちであった部分も、少なからずございました。

教科化によって、多様な価値観に誠実に向き合い、自分だったらどうするかを正面から問う問題を考え、議論する指導がより重視されました。このことにより、発達段階に応じた、答えが1つではない道徳的な課題を、児童・生徒1人1人が自分事として捉え、前向きに向き合うようになってきています。

平成25年、教育再生実行会議後に出された第一次提言、いじめ問題等への対応についての1つ目の提言が、道徳の教科化でした。教科化が実現し、問題解決的な学習や体験的な学習など、多様な指導方法が工夫され、いじめに関する問題も自分自身のこととして多面的、多角的に考える児童・生徒の姿も見られるようになってきております。

○議長（杉浦辰夫） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。道徳教育の教科化の背景は、確かにいじめ防止の観点も含まれております。

学校では、どのようなことがきっかけでいじめにつながったのかの確認や、またいじめの早期発見などはどのように行われているのでしょうか、参考までに教えていただけたらと思います。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） いじめの要因は様々であります、おおよそ次の点が多いのではないかと考えています。しかも、これらのことがいくつも絡み合っつながっているケースが多いのかなというふうに思っております。1つ目であります、違いを受け入れられないということ。2つ目ですが、自分の心の安定を保つ、そういうこと。3つ目が、面白半分や悪ふざけということ。4つ目が、自分がいじめられるのを防ぐための自己保身ということ。5つ目が、虐待を受けているケースなど、いじめる側の家庭環境に関わるもの。おおよそこういった点が多いのではと思っております。

学校では、いじめの原因をしっかりと把握し、未然防止に向けた取組を進めているところであります。

一方、早期発見についてであります、まず、いじめほどの学級にも起こりうることを、そういう認識をしっかりと持ち、1人1人の様子をよく捉え、些細な変化も見逃さないようするとともに、子供の気になる様子について日頃から教職員間で情報共有をし、より多くの目で見守っていくようにしております。

また、全小・中学校で学期に1回、生活アンケート調査を実施、高浜は2学期制でありますので、年間2回以上ということになっていきます。そのアンケートを基にして、教育相談を実施し、子供たちの声に耳を傾けているところです。このような取組により、いじめの早期発見に努めるとともに、日頃から子供たちが訴えやすい、そういう学級の雰囲気と教師との信頼関係を築いているところであります。

○議長（杉浦辰夫） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。まあちょっと少し脱線をしましたけれども、お答えをくださいますとありがとうございます。

それでは、教える側、学校や教職員の中では、どういった変化や気づきがありましたでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 教科化になったことで、教員の道徳科の授業に対する意識が変化したと考えています。教科書が出来たために、教師同士がそれぞれの視点を持って関わることができるようになりました。教材を深く読み込むことや、何を狙って授業をするかなど、共通の教材があることで、これまで以上に学年間で意見交換や情報交換が行われるようになりました。授業者が1人で授業をつくるのではなく、教員がチームになって、児童・生徒が成長できるようによりよい授業を考える意識が高まっているように感じています。このような教員の挑戦が児童・生徒の学びを変えていくことにつながりつつあるというふうに思っております。

○議長（杉浦辰夫） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。ほかの先生とも情報のやり取りを行うことで、視

野や考え方の幅が広がると思っておりますので、現場の先生方には今後とも頑張ってもらいたいと思っております。

それでは、道徳の教科書選びというのは、どんな目標があり、何を基準に選定をされているのか、教えていただけたらと思います。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 道徳の教科書選びについてであります。児童・生徒が主体的に考え、議論したい意欲が高まるような資料、例えば、視覚的に興味、関心を喚起する絵本や漫画形式の教材、データや複数の資料からなる教材などが位置づけられていたりするようなもの、追求意欲が継続するような教材提示の仕方や設問が工夫されたりしているものを選定するようにしております。

また、児童・生徒の学校生活や他教科、領域、季節、日本の行事等と適切に関連させながら、内容項目をバランスよく学ぶことができる構成になっているかという点も、ポイントだと考えております。さらに、学校と家庭が連携を図る工夫がされているものかどうか、そういう点も大切にして選定をしています。

○議長（杉浦辰夫） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

ところで、道徳教育での課題というものは何かございますでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 課題であります。高浜市においては、平成27年度に高取小学校が県の道徳教育の抜本的改善充実に係る支援事業の事業委託を受けました。さらに、市教育委員会の研究委嘱を受け、研究発表会を開催いたしました。また、当事業につきましては、平成30年度に南中学校が、令和元年度に翼小学校が事業委託を受け、研究、実践に取り組んでまいりました。

本市におきましては、道徳教育のあり方について、こういった拠点校を中心に研究を深め、その成果を市内の教員が共有し、日々研究、実践を重ねているところであります。

このような中から見てきたことは、道徳教育は、人の生き方に関わるため、学校の中だけでは十分とは言えない、そういうことであります。共通理解の下、共に児童・生徒を育ててくれる家庭や地域との連携が必要になります。

こういった課題に対して、例えば、翼小の研究では、家庭との連携のため、道徳ノートを作成したり、年3回、親子道徳の日、そういう日を設定したりしています。保護者は、道徳科の授業内容や自分の子供の考えについて知り、興味ある内容について親子で話し合うことができるようになっております。また、持ち帰った道徳ノートであります。保護者の意見や感想を記してもらえようとしているため、家庭での様子が分かり、子供の心のあり方や行動について学校と家

庭で共有できています。

また、地域の方を招聘し、授業で活用しているところでもあります。家庭、地域との共通理解を深め、相互の連携を図ることが始まりつつあると考えています。

○議長（杉浦辰夫） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。

学校、家庭そして地域との連携の大切さのお話がありましたけれども、では、実際に教育現場、学校としての道徳的な課題は何かありますでしょうか、教えてください。

○議長（杉浦辰夫） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（鈴木 剛） 一例を紹介させていただきたいと思います。教育現場では、例えば、授業参観のときに児童・生徒が真剣に学んでいる中で保護者同士が大声で話をしたり、行事のときには違法駐車をして他人に迷惑をかけたたりするなど、残念な大人の姿を見かけることがあります。このような様子を、児童・生徒はどのような気持ちで見ているのでしょうか。

学校においてよりよく生きるための基盤となる道徳性を養っていても、児童・生徒にとって最も身近な大人が手本となる姿を見せなければ、児童・生徒にとっての実践意欲につなげることはできません。児童・生徒を未来につなげる大人としての自覚が必要であります。このことをいかに伝え、協力を得られるようにしていくかが、大きな課題であると考えております。保護者の方にはなかなか伝えづらいところもありますが、児童・生徒のよりよい成長のため、そういった視点から協力を呼びかける取組が少しずつ始まっているところでもあります。

○議長（杉浦辰夫） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） ありがとうございます。結構踏み込んでお答えをくださったことに感謝申し上げます。教育の現場で先生方が教えてくださるだけでなく、やはり地域も含めた我々大人も合わせて子供たちの成長の教科書にもなっているという自覚を、確かに持ち続けなければなりません。

前にも、GIGAスクール構想のタブレット端末の導入時に、児童・生徒がネットやSNSに触れる機会が増えるということもありまして、情報の取扱い方についての教育に対して質問があったと思います。正直、大人ですらネットやSNSを通して無責任な誹謗中傷を行い、他人を死にまで追いやってしまうような事案が起きております。これくらいならいいと思って行動する前に、いま一度、様々な角度、立ち位置から物事を見つめ直す機会があれば、またその先の結果は変わってくるのかもしれない。

教育の現場で日々、先生方が子供の将来のことを考え、人としてのベースとなる道徳の指導をくださっている中で、身近に接する大人がそれに相反する行いをしているのは、全く意味がないです。

また、我々近年の議会を見ていまして、子供が見てどう思うのだろうという場面や発言、行

いがあるように私は感じております。

道徳の教科化がなされたということは、いいことだと考えておりますけれども、子供たちだけでなく我々大人も、常に道徳心を養うこと、相手を思いやる優しさや、わが身に置き換えて考えてみることなど、日々いろんな面から学び続けることを忘れてはならないと思います。

本来であれば、行政の行う人づくり、人材育成とも併せて聞ける形がよかったというふうに思っておりますけれども、今回は教育行政というふうにしてありますので、児童・生徒に対しての今後の道徳教育をどのように進めていくのか、最後に教育長にお伺いをしたいと思います。

○議長（杉浦辰夫） 教育長。

○教育長（都築公人） 扇の要が要所を押さえて中心で留めるように、道徳の授業は、学校の教育活動全体における道徳教育の中心的な役割を担うものです。今後も道徳の授業を要として、学校の教育活動全体を通して道徳教育を推進してまいります。

その中でも、考え、議論する道徳の授業づくりを大切にしていきたいと思います。そのために、児童・生徒が問題意識を持って授業に臨む、自分との関わりで捉え考える、多面的、多角的に考える、自らを振り返り、自己の生き方について考えることができるような授業を展開してまいります。

教材を学ぶのではなく、教材を使って生き方を学ぶのが道徳科の本来の学習でございます。だからこそ、子供たちの実態を把握し、意図的な発問や活発な対話を生み出す授業づくりによって、人間としてよりよく生きようとする道徳性を養い、それを構成する道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度を育てることを目標として、考え、議論する道徳の実現を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（杉浦辰夫） 9番、柳沢英希議員。

○9番（柳沢英希） では、今回はここまでということで、続きはまた次回やろうかなと思います。ありがとうございました。

○議長（杉浦辰夫） 以上で、通告による質問は終了いたしました。

これより関連質問を許します。質問は1人1問、5分以内といたします。

なお、関連質問ですので、簡潔にお願いいたします。

15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 今日の質問で、16番議員の質問なんですが、先ほどこども未来部長が、書類は取り交わしていないとか、なかったという答弁がありました。ということは、口頭で話し合っ、何も会議録がないということなのでしょうか。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） その相談を受けた際に、資料のほうをお見せいただいたということですが、その書類をもって申請書として提出していただいたわけではないということ

で、書類のほうは、説明の際にはお見せいただいたのですが、申請書として出されたときにはそのものは一緒になかったということでございます。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 会議録はきちんと取ってあるのかないのか、そこをお聞かせください。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 説明を受けたという段階でございましたので、協議とかいうものではなくて、会議録などはその際には残しておりませんでした。

○議長（杉浦辰夫） 15番、内藤とし子議員。

○15番（内藤とし子） 説明を受けたにしても、そういう……何て言うかね、いきさつについて、それのお話のもとになるものがないまま、会議録もないまま済ませるということは、やはり後々、民間企業との話ですから、何が話し合われたのか、何が問題になったのか、ここでそういう問題を言われても、後の方はなかなかそれが聞けるわけではありませんので、会議録はきちんと取ってほしいと思います。

○議長（杉浦辰夫） こども未来部長。

○こども未来部長（木村忠好） 申請書をいただいた際に理由が述べられておりましたので、それに基づいて、私どものほうは今回の猶予をしたというところでございます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

2番、神谷直子議員。

○2番（神谷直子） 先ほど情報公開請求の件数が16者、236件とありましたが、多い方、少ない方とみえるのでしょうか。あと、それ、236件ということは、一般業務へのほぼ毎日のように1件ずつあるということで、一般業務への影響はないのでしょうか。この事務手数料を加えた分、1枚10円と聞いたことがあるんですけども、この人工分みたいな事務手数料を取るというお考えもないのでしょうか。お願いします。

○議長（杉浦辰夫） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 3点御質問いただきました。

まず、236件、令和元年度における請求実績でございますけれども、多い方、少ない方ということで、最も多く御請求をされた方が151件で、全体の64%を占めます。2番目に多い方が62件で、全体の26.3%ですので、これで90%を超えていようかと思えます。残りの14者の方の請求は、1件から5件となっております。

次に、一般業務への影響ということでございますけれども、具体的な検証はいたしておりませんので、少し現状をお話する中でお汲み取りをいただきたいと思う部分もございます。

まず、情報公開制度自体は、自治基本条例の中で市民の知る権利を保障するとともに、行政の透明性の確保に資する制度でありますので、こうした制度が浸透するという事は、これはある

意味メリットとしてございます。

そうした中で、一般業務への影響ということですので、デメリットがないのかということかと思えますけれども、まずこの236件、近隣市との比較で少し申し上げたいと思います。これは調べられる範囲で、令和元年度、碧南市が75件、刈谷市が50件、安城市が66件、知立市が19件、平成30年度では、碧南市が48件、刈谷市が56件、安城市が66件、知立市が9件になりますので、当市の236件の請求というのは、近隣市に比べ非常に多くの情報公開請求がなされているという現状でございます。

次に、少し現場の状況をというお話になろうかと思えますけれども、236件の請求のうち……

○議長（杉浦辰夫） あと1分です。まとめてください。

○総務部長（内田 徹） 171件が幼稚園、保育園、生涯学習施設を所管するこども未来部への請求でございます。

本年2月25日に、庁内に新型コロナウイルス感染症対策の会議が設置されました。こうしたコロナへの対策が求められる中で、3月の請求一月でも22件、うち17件がこども未来部への請求でございました。

そうしますと、やはり一般の通常業務に加えて、新型コロナ対策の業務が加わる中で、さらに多くの情報公開請求に対応していくということは、これは一般論で申し上げれば、通常の業務や新型コロナウイルス対策に支障が生じたり、あるいは時間外勤務を行うことによるコスト増大、こういったことが生じるのであれば、市民全体にとってはデメリットの面もあろうかと思えます。

あと、費用のことについては、閲覧手数料を取っているようなところもございます。今はコピー手数料、実費だけですけれども、今後こういった費用のことも、他市の状況も調査し、研究をしていく必要も場合によってはあろうかと思えます。

○議長（杉浦辰夫） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦辰夫） ほかに関連質問もないようですので、以上で関連質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

当初、明日9月4日も一般質問を行う予定でしたが、本日、一般質問及び関連質問が終了しました。よって、明日9月4日を休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦辰夫） 御異議なしと認めます。よって、明日9月4日を休会とすることに決定しました。

再開は9月7日午前10時であります。

本日はこれをもって散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後 4 時31分散会
